

**第6期長野市障害福祉計画
第2期長野市障害児福祉計画
(素案)**

**令和2年8月
長野市**

目次

第1章 計画策定に当たって	1
1. 計画の概要.....	2
(1)計画策定の趣旨	2
(2)計画の位置付け	2
(3)計画期間.....	2
2. 計画の基本理念.....	3
(1)障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援.....	3
(2)身近な実施主体による一元的な障害福祉サービスの実施	3
(3)地域生活への移行・継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供.....	3
(4)地域共生社会の実現に向けた取組.....	3
(5)障害児の健やかな育成のための発達支援	4
(6)障害福祉人材の確保.....	4
(7)障害者の社会参加を支える取組	4
3. 障害のある人の状況.....	5
(1)長野市の人口や世帯の推移	5
(2)障害者手帳所持者・障害児等の状況.....	6
(3)障害福祉サービス等の利用状況	13
4. サービス等の利用ニーズ及び事業展開の意向	14
(1)障害者の利用ニーズ	14
(2)障害児の利用ニーズ	15
(3)関係団体等からみる利用ニーズ	15
(4)事業所調査からみる今後の事業展開.....	17
5. 前期計画における成果目標の達成状況	18
(1)福祉施設から地域生活への移行促進.....	18
(2)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	19
(3)地域生活支援拠点等の整備	19
(4)福祉施設から一般就労への移行促進	20
(5)障害児支援の提供体制の整備等.....	21
第2章 成果目標	22
(1)福祉施設の入所者の地域への移行.....	23
(2)精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築.....	24
(3)地域生活支援拠点等が有する機能の充実	26
(4)福祉施設から一般就労への移行等.....	27
(5)障害児支援の提供体制の整備.....	30
(6)相談支援体制の充実・強化等	32
(7)障害福祉サービス等の質の向上のための体制の構築	33

第3章 サービス見込み量	35
1. 訪問系サービス	36
2. 日中活動系サービス	38
(1)生活介護	38
(2)自立訓練	39
(3)就労移行支援	40
(4)就労継続支援	41
(5)就労定着支援	43
(6)短期入所(ショートステイ)	44
(7)療養介護	45
(8)自立生活援助	46
3. 居住系サービス	47
(1)共同生活援助(グループホーム)	47
(2)施設入所支援	48
4. 相談支援・地域生活支援拠点	49
(1)相談支援	49
(2)地域生活支援拠点等	51
5. 障害児通所支援・相談支援	52
(1)児童発達支援	52
(2)放課後等デイサービス	53
(3)保育所等訪問支援	54
(4)医療型児童発達支援	55
(5)障害児相談支援	56
(6)居宅訪問型児童発達支援	57
第4章 地域生活支援事業	59
1. 必須事業	60
(1)理解促進研修・啓発事業	60
(2)自発的活動支援事業	61
(3)相談支援事業	62
(4)成年後見制度利用支援事業・成年後見制度法人後見支援事業	63
(5)意思疎通支援事業等	64
(6)日常生活用具給付等事業	65
(7)手話奉仕員養成研修事業	66
(8)移動支援事業	67
(9)地域活動支援センター機能強化事業	68
2. 任意事業	69
(1)訪問入浴サービス	69
(2)在宅障害者タイムケア事業(日中一時支援事業)	70

(3)障害児自立サポート事業(日中一時支援事業)	71
第5章 その他の事項	72
(1)障害者等に対する虐待の防止	73
(2)意思決定支援の促進	73
(3)社会参加等の促進	73
(4)障害を理由とする差別の解消の促進	73
(5)災害時における安全の確保	74
第6章 計画の推進	75
1. 推進体制	76
(1)長野市障害ふくしネット(協議会)との連携	76
(2)障害福祉サービスの円滑な提供	77
(3)庁内関係課との連携	77
(4)関係機関との連携	77
(5)質の高い事業運営	77
(6)市独自の障害者支援策の研究	77
(7)国や県、近隣市町との連携	78
(8)福祉人材の育成推進	78
2. 進捗管理	79
(1)計画の進捗管理手法について	79
(2)庁内の連携体制について	79

第1章

計画策定に当たって

本章では、本計画の概要として、計画策定の趣旨や計画の位置付け、計画期間を示すとともに、本計画の根拠法である障害者総合支援法及び児童福祉法の動向について整理しています。

また、本市の人口、世帯をはじめ、障害者手帳所持者数や障害支援区分認定者数の推移をまとめるとともに、アンケート調査結果等からみる障害福祉サービス等の利用ニーズや第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画に掲げた成果目標の達成状況及び障害福祉サービス等の量の見込みに対する実績値の比較等、本計画期間における成果目標及び量の見込み等を設定するにあたっての根拠となる基礎的データを示しています。

1. 計画の概要

(1) 計画策定の趣旨

長野市（以下「本市」という。）では、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）に基づき、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標、必要なサービス量の見込み及びその確保方策について定める計画として、障害福祉計画を策定し、障害のある人の現状を考慮しながら障害福祉サービス等の円滑な提供を図ってきました。この度、平成30年度から令和2年度を期間とする「第5期障害福祉計画」及び「第1期障害児福祉計画」の期間が満了を迎えたことを踏まえ、障害福祉サービスや児童福祉法に基づくサービス等の目標値や見込み量を明らかにした「第6期障害福祉計画」及び「第2期障害児福祉計画」を一体的に策定するものです。

(2) 計画の位置付け

- 「第6期障害福祉計画」は、障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」として策定するもので、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業のサービス見込み量等の目標値やサービス見込み量及びその見込み量を確保するための方策等を定めるものです。
- 「第2期障害児福祉計画」は、児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」として策定するもので、障害児通所支援及び障害児相談支援等の見込み量及びその見込み量を確保するための方策等を定めるものです。

(3) 計画期間

「第6期障害福祉計画」「第2期障害児福祉計画」の計画期間は令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

ただし、社会情勢の変化等を踏まえ、見直しの必要がある場合は、柔軟に対応します。

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
長野市障害福祉計画	第6期・第2期			第7期・第3期		
長野市障害児福祉計画	令和3年度～令和5年度			令和6年度～令和8年度		
(長野市障害者基本計画)	令和3年度～令和8年度					

2. 計画の基本理念

(1) 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障害者等が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくため、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

(2) 身近な実施主体による一元的な障害福祉サービスの実施

障害者等が身近な地域で必要な福祉サービスを受けることができるよう、市が実施主体となって、県の適切な支援等を通じて、引き続き障害福祉サービスの充実を図ります。

また、発達障害者及び高次脳機能障害者については、従来から精神障害者に含まれ、また難病患者等についても引き続き障害者総合支援法に基づく給付対象となっている旨の周知を図るとともに、必要な情報提供を行う等の取組により、障害福祉サービスの活用を促進します。

(3) 地域生活への移行・継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供

障害者等の自立支援の観点から、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障害者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービスの提供等、地域の社会資源を最大限に活用します。

また、今後、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた中長期的な視点に立った継続した支援を行います。

さらに、精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を進めるにあたり、地域精神保健医療福祉の一体的な取組の推進に加え、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的（インクルーシブ）な社会の実現に向けた取組を推進します。

(4) 地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことのできる地域共生社会の実現に向けて、引き続き、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域ごとの地理的条件や地域資源の実態を踏まえながら、包括的な支援体制の構築に取り組めます。

(5) 障害児の健やかな育成のための発達支援

障害児支援を行うにあたって、障害児本人の最善の利益を考慮しながら、障害児の健やかな育成を支援します。そのためにも、障害の疑いがある段階から身近な地域で支援できるよう、障害種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図るとともに、県の適切な支援等を通じて、引き続き必要な障害児支援が身近な地域で受けられるよう、地域支援体制の構築を図ります。

また、障害児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携し、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図るとともに、障害児が障害児支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。

さらに、生活する中で、たんの吸引や経管栄養等の医療的ケアを必要とする子ども（以下「医療的ケア児」という。）が保健、医療、障害福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるよう、専門的な支援を要する児童に対し、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制を構築します。

(6) 障害福祉人材の確保

障害者の重度化・高齢化が進む中であっても、将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を提供し、様々な障害福祉に関する事業を実施していくために、提供体制の確保と併せてそれを担う人材の確保に努めます。そのためにも、専門性を高めるための研修の実施や多職種間の連携の推進、障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等について、関係者が協力して取り組んでいきます。

(7) 障害者の社会参加を支える取組

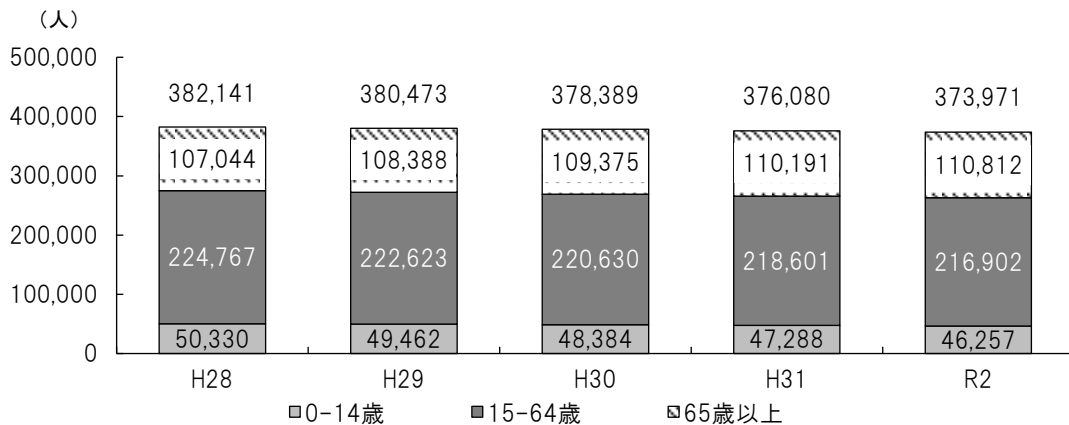
障害者の地域における社会参加を促進するため、障害者が芸術文化を鑑賞し、創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保等を通じて、障害者の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図ります。また、読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受するため、視覚障害者等の読書環境の整備を計画的に推進します。

3. 障害のある人の状況

(1) 長野市の人口や世帯の推移

本市の人口は減少傾向にあり、平成28年から4年間で8,170人(2.1%)減少し、令和2年4月1日現在で373,971人となっています。年齢3区分別の人口をみると、65歳以上の老年人口が増加し、全体に占める割合(高齢化率)も上昇しています。

■年齢3区分別人口の推移



■年齢3区分別人口の構成比

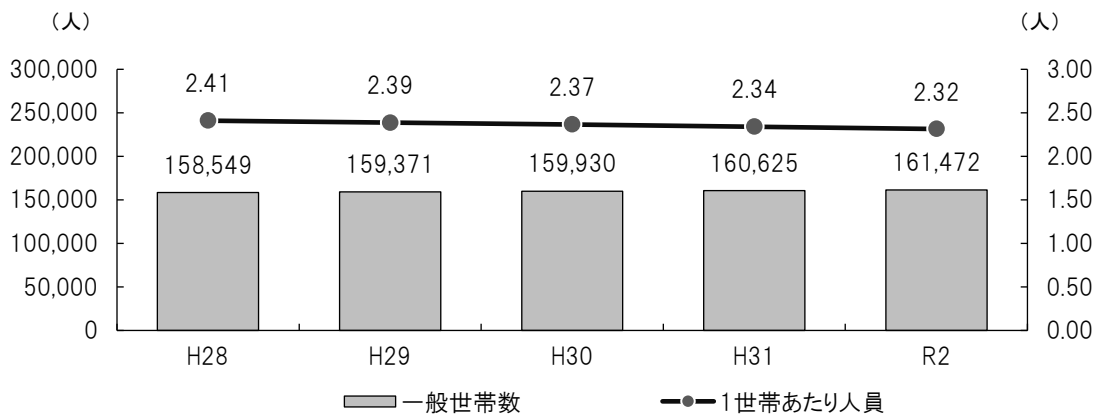
単位：%

	H28	H29	H30	H31	R2
0-14歳	13.2	13.0	12.8	12.6	12.4
15-64歳	58.8	58.5	58.3	58.1	58.0
65歳以上	28.0	28.5	28.9	29.3	29.6

出典：住民基本台帳(各年4月1日現在)

本市の世帯数は増加傾向にあり、令和2年4月1日現在で161,472世帯となっています。1世帯あたり人員が減少してきており、核家族化、単身世帯の増加がうかがえます。

■一般世帯数及び1世帯あたり人員の推移



出典：住民基本台帳(各年4月1日現在)

(2) 障害者手帳所持者・障害児等の状況

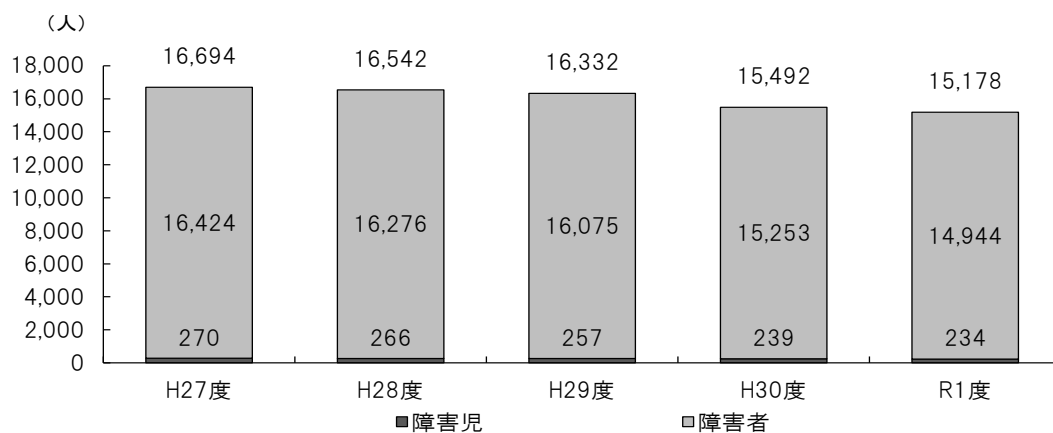
① 身体障害者手帳所持者数の推移

身体障害者手帳所持者数は、障害者、障害児ともに減少傾向にあり、令和元年度末現在で、障害者が14,944人、障害児が234人、計15,178人となっています。

障害種別ごとにみると、障害者では、内部障害及び下肢障害の人数が多く、障害児では、体幹の人数が多くなっています。

等級別にみると、障害者、障害児ともに1級の人数が最も多くなっています。障害児では1級、2級で全体の6割以上を占めています。

■身体障害者手帳所持者数の推移



出典：障害福祉課（各年度末現在）

■障害種別_身体障害者手帳所持者数の推移

		H27度	H28度	H29度	H30度	R1度
視覚	障害児	7	7	8	7	8
	障害者	934	920	905	832	846
聴覚	障害児	43	45	43	43	41
	障害者	1,221	1,199	1,193	1,120	1,076
音声・言語・そしゃく	障害児	3	3	3	2	1
	障害者	174	170	169	160	158
上肢障害	障害児	52	49	49	43	36
	障害者	2,514	2,485	2,463	2,322	2,287
下肢障害	障害児	13	13	11	10	8
	障害者	4,934	4,846	4,681	4,376	4,218
体幹	障害児	98	100	91	86	96
	障害者	1,859	1,783	1,746	1,626	1,563
内部障害	障害児	54	49	52	48	44
	障害者	4,788	4,873	4,918	4,817	4,796
障害児		270	266	257	239	234
障害者		16,424	16,276	16,075	15,253	14,944
計		16,694	16,542	16,332	15,492	15,178

出典：障害福祉課（各年度末現在）

■等級別_身体障害者手帳所持者数の推移

		H27度	H28度	H29度	H30度	R1度
1級	障害児	100	91	85	82	83
	障害者	4,506	4,531	4,504	4,306	4,195
2級	障害児	72	79	71	66	65
	障害者	1,984	1,930	1,907	1,761	1,737
3級	障害児	45	45	51	47	45
	障害者	3,599	3,563	3,522	3,396	3,353
4級	障害児	36	32	30	26	23
	障害者	4,224	4,121	4,026	3,810	3,703
5級	障害児	9	8	8	7	10
	障害者	1,172	1,193	1,176	1,098	1,085
6級	障害児	8	11	12	11	8
	障害者	939	938	940	882	871
障害児		270	266	257	239	234
障害者		16,424	16,276	16,075	15,253	14,944
計		16,694	16,542	16,332	15,492	15,178

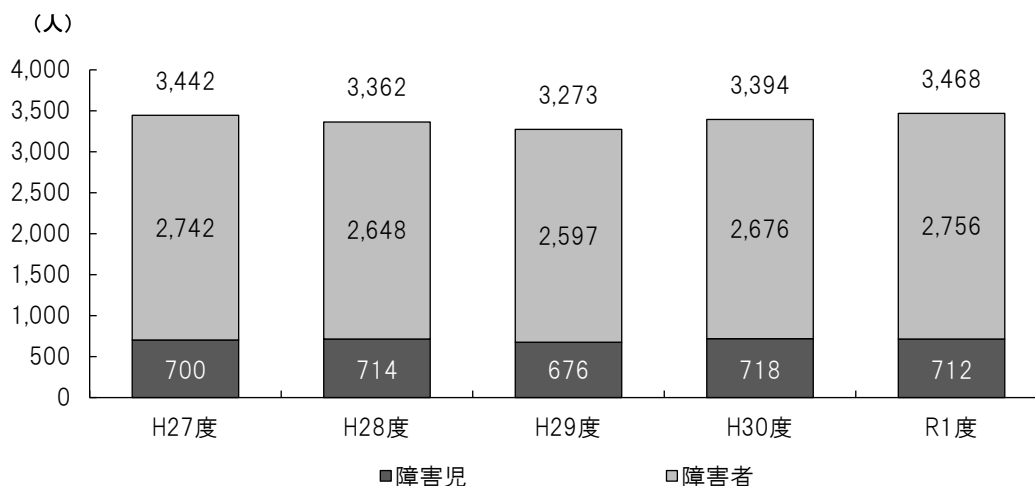
出典：障害福祉課（各年度末現在）

② 療育手帳所持者（知的障害者）の推移

療育手帳所持者は、平成 29 年度まで減少傾向にありましたが、その後、増加してきていて、令和元年度末で、障害者が 2,756 人、障害児が 712 人、計 3,468 人となっています。

程度別にみると、障害者、障害児ともに B 2 の人数が増加しています。

■療育手帳所持者数の推移



出典：障害福祉課（各年度末現在）

■等級別 療育手帳所持者数の推移

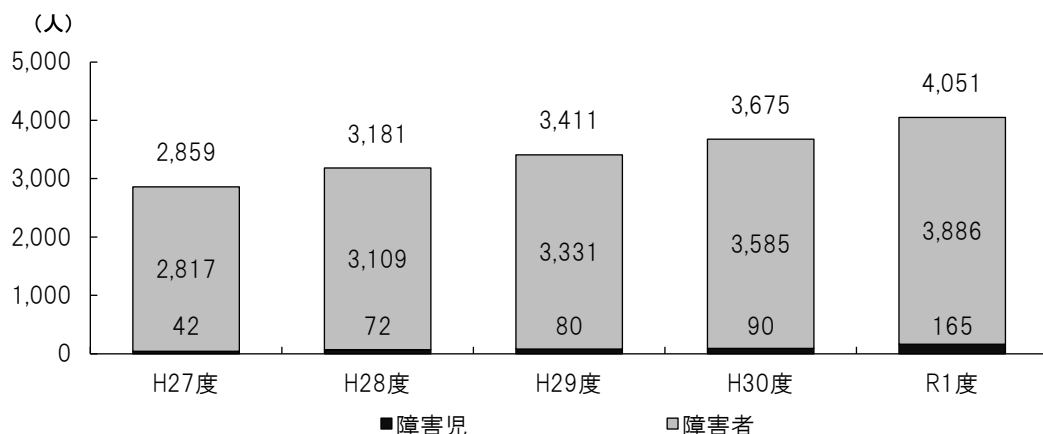
		H27度	H28度	H29度	H30度	R1度
A 1	障害児	220	216	193	181	177
	障害者	874	871	858	880	888
A 2	障害児	9	12	11	9	8
	障害者	50	51	48	47	48
B 1	障害児	154	142	136	141	130
	障害者	943	899	867	876	884
B 2	障害児	317	344	336	387	397
	障害者	875	827	824	873	936
障害児		700	714	676	718	712
障害者		2,742	2,648	2,597	2,676	2,756
計		3,442	3,362	3,273	3,394	3,468

出典：障害福祉課（各年度末現在）

③ 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者は増加傾向にあり、平成 27 年度末から 4 年間で 1,192 人 (41.7%) 増加し、令和元年度末現在で、障害者、障害児合わせて 4,048 人となっています。等級別にみると、障害者では 1 級、障害児では 2 級が最も多くなっています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



出典：障害福祉課（各年度末現在）

■等級別_精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

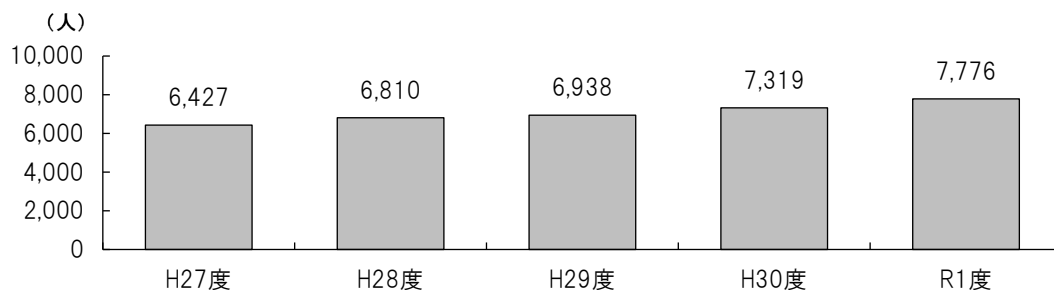
単位：人

		H27度	H28度	H29度	H30度	R1度
1 級	障害児	17	29	23	30	59
	障害者	1,355	1,502	1,616	1,739	1,889
2 級	障害児	17	26	38	41	83
	障害者	1,261	1,388	1,492	1,609	1,746
3 級	障害児	8	17	19	19	23
	障害者	201	219	223	237	251
障害児		42	72	80	90	165
障害者		2,817	3,109	3,331	3,585	3,886
計		2,859	3,181	3,411	3,675	4,051

出典：障害福祉課（各年度末現在）

自立支援医療（精神医療）受給者数も増加してきていて、平成 27 年度から令和元年度までの 4 年間で 1,349 人 (21.0%) 増加しています。

■自立支援医療（精神通院）受給者数の推移



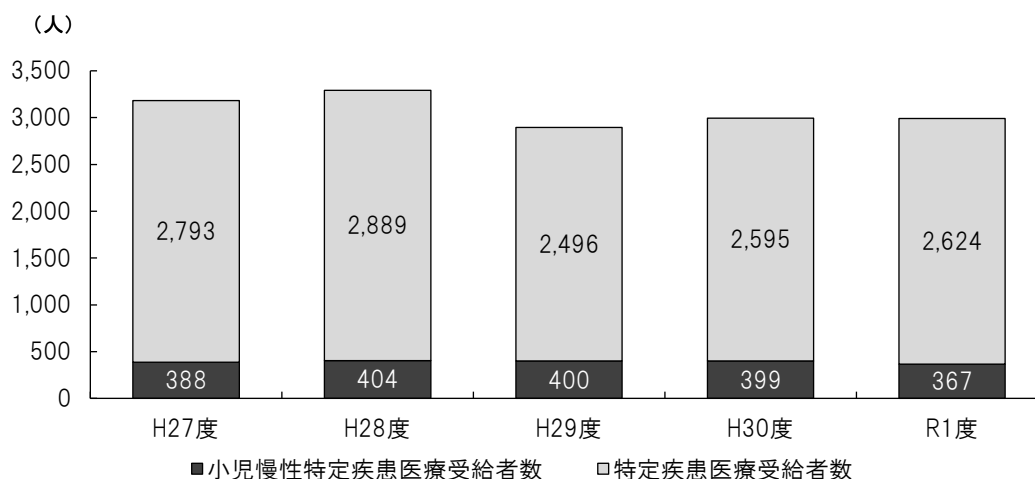
出典：障害福祉課（各年度末現在）

④ 特定疾患医療等受給者

特定疾患医療受給者は、平成 28 年度から平成 29 年度にかけて減少した後、再び増加してきていて、令和元年度末現在で 2,624 人となっています。

小児慢性特定疾病医療受給者は、平成 28 年度以降減少してきていて、令和元年度末現在で 367 人となっています。

■特定疾患医療及び小児慢性特定疾患医療受給者数の推移



出典：障害福祉課（各年度末現在）

⑤ 医療的ケア児数

医療的ケア児の数は、平成 31 年 4 月現在で 48 人となっています。また、医療的ケアの内容別にみると、吸引が 24 人で最も多くなっています。

■市内医療的ケア児数（平成 31 年 4 月 1 日現在）

単位：人

年齢区分	計	性別		手帳		内容									
		男	女	身体障害者手帳	療育手帳	気管切開	人口呼吸装着	胃ろう	経管栄養	吸引	導尿・尿道カテーテル	在宅酸素	ストマ管理	透析	その他
0～5歳	8	4	4	7	7	0	0	3	4	0	0	1	0	0	0
6～11歳	24	10	14	23	14	10	6	10	6	12	4	9	1	1	1
12～14歳	7	1	6	7	4	1	0	2	0	5	2	1	0	0	0
15～17歳	9	7	2	9	9	3	2	4	0	7	1	4	0	0	0
総計	48	22	26	46	34	14	8	19	10	24	7	15	1	1	1

出典：長野県「医療的ケア児等実態調査（令和元年 6 月実施）」

⑤ 発達障害

市内公立小中義務教育学校（国立私立を除く）に通う発達障害を持つ児童生徒数は増加傾向にあり、令和元年度で、小学生が669人、中学生が416人、計1,085人、全児童生徒数に対する割合が3.85%となっています。

特に、自閉症スペクトラム障害（ASD）が増えてきていて、小学生で全体の約7割、中学生で全体の約6割を占めています。

■発達障害児数の推移

単位：人

		H27度	H28度	H29度	H30度	R1度
学習障害（LD）	小学校	27	28	26	36	42
	中学校	21	22	25	32	39
注意欠陥多動性障害（ADHD）	小学校	128	141	146	151	153
	中学校	103	119	116	123	119
自閉症スペクトラム障害（ASD）	小学校	358	405	418	452	472
	中学校	178	200	219	239	256
その他	小学校	2	2	1	0	2
	中学校	0	0	0	2	2
小学校計		515	576	591	639	669
中学校計		302	341	360	396	416
合計		817	917	951	1035	1085
全児童生徒数に対する割合		2.70%	3.09%	3.24%	3.60%	3.85%

出典：長野市教育委員会学校教育課

⑦ 特別支援学級・特別支援学校在籍児童生徒数の推移

本市の特別支援学級の在籍児童生徒数は、令和元年度現在で、小学生が618人、中学生が350人、計968人となっています。平成27年度から4年間で274人(39.5%)増加しており、特に小学生で大きく増加しています。

障害別にみると、自閉症・情緒障害が全体の7割以上を占めています。

市内の特別支援学校に通う市内在住の児童生徒数は、令和元年度で、幼稚部が4人、小学部が139人、中学部が103人、高等部が192人となっています。

■特別支援学級在籍児童生徒数の推移

単位：人

		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
知的障害	小学生	115	129	140	151	165
	中学生	69	77	71	72	69
肢体不自由	小学生	0	3	3	6	6
	中学生	0	0	0	0	0
病弱・身体虚弱	小学生	0	0	0	0	0
	中学生	0	0	0	0	0
弱視	小学生	0	0	0	0	0
	中学生	0	0	0	0	0
難聴	小学生	3	4	3	2	3
	中学生	1	1	1	4	3
言語障害	小学生	0	0	0	0	0
	中学生	0	0	0	0	0
自閉症・情緒障害	小学生	278	305	334	391	444
	中学生	228	250	254	274	278
総数	小学生	396	441	480	550	618
	中学生	298	328	326	350	350

出典：長野市教育委員会学校教育課

■特別支援学校児童生徒数の推移

単位：人

		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
幼稚部		6	6	9	9	12
	長野市在住障害児	(データなし)	2	6	6	4
小学部		191	195	189	199	208
	長野市在住障害児	(データなし)	129	124	134	139
中学部		164	153	148	136	157
	長野市在住障害児	(データなし)	103	97	87	103
高等部		332	311	323	320	317
	長野市在住障害児	(データなし)	206	218	197	192

出典：長野市教育委員会学校教育課

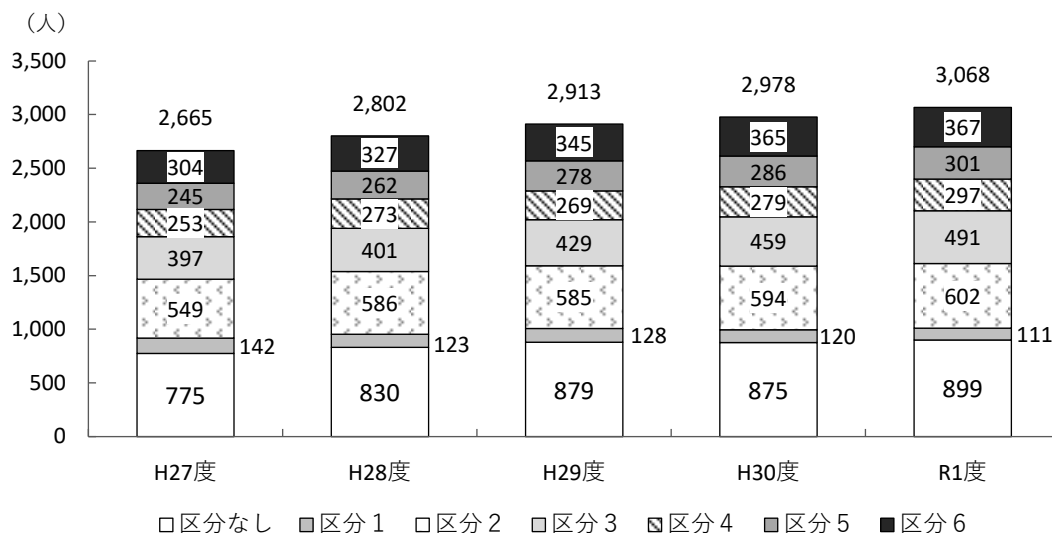
長野県教育要覧

(3) 障害福祉サービス等の利用状況

① 障害支援区分別サービス利用者数の推移

本市の障害福祉サービス利用者数は増加してきていて、令和元年度現在、3,068 人となっています。障害支援区分別にみると、区分なしが 899 人で最も多く、全体の約 3 割を占めています。

■障害支援区分別_認定者数の推移



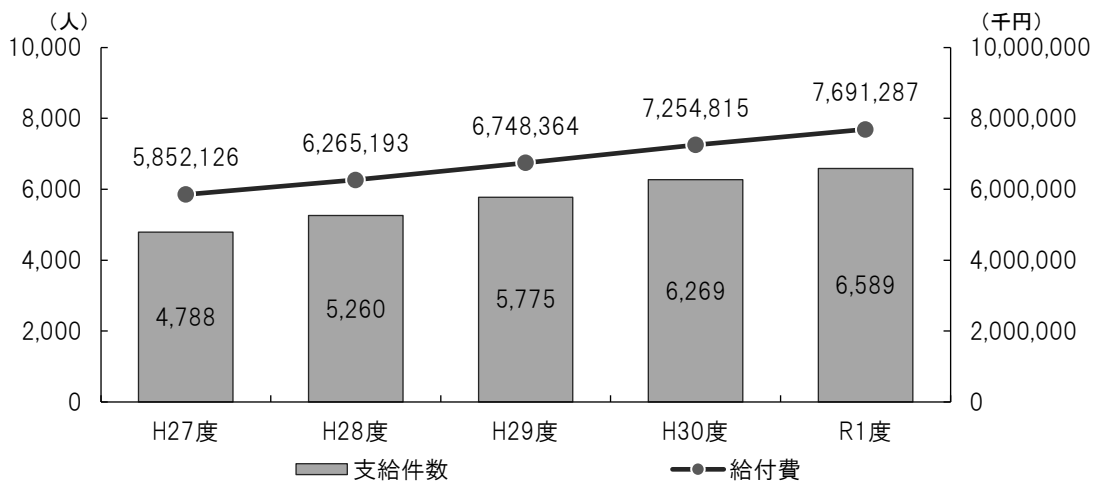
出典：障害福祉課

② 障害福祉サービス支給件数及び給付費の推移

障害福祉サービスの支給件数は年々増加し、平成 27 年度から 4 年間で 1,801 件 (37.6%) 増加し、令和元年度で 6,589 件となっています。

給付費も 4 年間で 31.4% 増加し、令和元年度で約 77 億円となっています。

■障害福祉サービス利用件数及び給付費の推移



出典：障害福祉課

4. サービス等の利用ニーズ及び事業展開の意向

(1) 障害者の利用ニーズ

①今後、利用したいサービス

障害者を対象としたアンケート調査により、これから利用したいサービスについて尋ねたところ、生活のためのサービスでは「短期入所（ショートステイ）」、就労・社会参加のためのサービスでは「就労定着支援」、暮らす場のサービスでは「共同生活援助（グループホーム）」等の割合が高くなっています。

■生活のためのサービス		
1	短期入所（ショートステイ）	11.4%
2	行動援護、同行援護	8.4%
3	移動支援	8.1%
■就労・社会参加のためのサービス		
1	就労定着支援	5.6%
2	就労継続支援B型	5.4%
3	就労移行支援	4.4%
■暮らすの場のサービス		
1	共同生活援助（グループホーム）	5.4%
2	施設入所支援	5.0%
3	その他	1.1%

②利用したいが、利用できない、利用しづらいサービス

利用したいが、利用できない、利用しづらいサービスについて、「行動援護、同行援護」、「短期入所（ショートステイ）」、「共同生活援助（グループホーム）」の割合が高くなっています。

■利用したいが、利用できない、利用しづらいサービス（自由記述）

1	行動援護、同行援護	5.8%
2	短期入所（ショートステイ）	5.7%
3	共同生活援助（グループホーム）	3.2%

[利用できない、利用しづらい理由（主なものを抜粋）]

- 空きがない。
- 経済的にきつい。高そう。
- 他人の目、近所の目が気になる。
- サービスの知識がない。手続等がわからない
- 本人が行きたがらない。
- 人とのコミュニケーションが難しい。

(2) 障害児の利用ニーズ

利用したいが、利用できない、利用しづらいサービスについて、「短期入所（ショートステイ）」、「放課後等デイサービス」「障害児自立サポート」の割合が高くなっています。

■利用したいが、利用できない、利用しづらいサービス（自由記述）

1	短期入所（ショートステイ）	4.2%
2	放課後等デイサービス	2.7%
3	障害児自立サポート	2.3%

[利用できない、利用しづらい主な理由（抜粋）]

- | | |
|---|--|
| <input type="checkbox"/> 利用出来る場所まで行けない。 | <input type="checkbox"/> 送迎に時間を割けない |
| <input type="checkbox"/> 希望通り（曜日・回数）利用できない。 | <input type="checkbox"/> 医療的ケアがあると利用できない |
| <input type="checkbox"/> 本人らしく利用できるかどうか不安 | <input type="checkbox"/> 子どもの体調に波がある。 |

(3) 関係団体等からみる利用ニーズ

当事者及び支援団体を対象に実施したアンケートに寄せられた、サービス利用に関するご意見は以下のとおりです。

[サービス利用に関する主な意見（抜粋）]

(在宅介護)

- ・アウトリーチ（障害者の自宅を訪問する）のサービスを充実していただきたい。
- ・何かがあったとき、泊まれる場所が少ない。医療ケアのあるなしに関わらず、泊まれる施設が必要。

(日中活動の場)

- ・学校卒業後の通所先が見つからない、特に毎日の受け入れは困難で、遠い施設へ通うケースが多い。
- ・事業所で知的障害者、精神障害者が共に利用することで、互いにストレスを感じている。
- ・工賃が安すぎる。

(就労支援)

- ・就労先の受け入れ時間が短く、親が送迎せざるを得ない。子どもを就労させるために、親は離職しなければならない。
- ・通勤先に手話通訳者がいない。

(意思疎通)

- ・補聴器や人工内耳のデジタル化に伴い、商品が高額になっている。補聴援助システムも含め、助成金の増額は必須である。
- ・代筆、代読は、単独では認めてもらえない。家事援助と併せてお願いしている状況。

(移動支援)

- ・ガイドヘルパーは、仕事に行く場合は利用できない。家族の送迎がないと仕事ができないので困る。

(生活の場)

- ・親なき後のことを考え、グループホームを考えている親御さんがとても多くなっている。入居希望者を早めに把握し、計画的に整備・確保していただきたい。
- ・地域の中で共に生きていくことは理想だが、それぞれ入所している理由があり（医療行為で受けている、重複重度障害者、病弱等）、グループホーム及び在宅での生活は不安。
- ・視覚障害者のグループホームがあるといい。空き家を改装する等して実施してほしい。
- ・グループホーム以外の生活の場の充実を望む。

(相談支援)

- ・地域移行した後に利用する相談支援センターの質と量を充実していただきたい。

(制度全般)

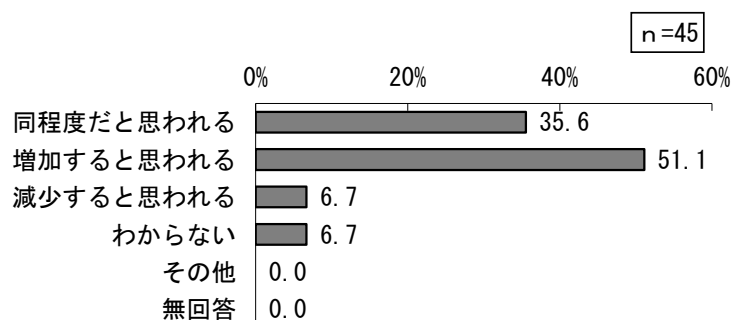
- ・市の障害福祉のサービスガイドを広く配布して、市民に周知してほしい。
- ・福祉サービスの内容によっては一か所だけでは不可能なことがあり、いくつもの利用が必要になることから、手続き、サービス計画の変更等の話し合い等介護者の負担が増える。
- ・日常生活に困難があるにも関わらず、手帳がないためにいろいろなサービスが受けられない状況を変えてほしい。
- ・65歳を超えることにより、障害者手帳の所持に関係なく、一律介護保険制度へ移行する現状には違和感を覚える。障害に基づく障害福祉サービスが、年齢に関係なく需給できることが望ましいと考える。
- ・医療的ケア（たんの吸引、胃ろう、導尿、呼吸器等）が必要なために、短期入所、生活介護、就労B、児童発達支援、放課後デイ、移動支援のサービスが利用できないことが多い
- ・収入のほとんどない障害者に利用料を負担させるという発想が良くない。サービス利用時の負担はなるべく少なくしていただきたい。

(4) 事業所調査からみる今後の事業展開

障害福祉サービス提供事業所に対し、今後のサービス提供量の見通しについてうかがったところ、「増加すると思われる」と回答した事業所が51.1%（23事業所）となっています。

新規参入あるいは拡大を検討しているサービスについては、共同生活援助（グループホーム）が7事業所、生活介護が6事業所等となっています。

■今後のサービス提供量の見通し



■新規参入・拡大を検討しているサービス

サービス名	整備年	事業所数	新規(拡大)人数
居宅介護	未定	1	-
行動援護	未定	1	-
生活介護	令和2年	3	38
	令和3年	2	30
	未定	1	20
短期入所（ショートステイ）	令和3年	1	4
療養介護・医療型短期入所	未定	1	10
自立生活援助事業	令和2年	1	10
就労継続支援 A 型	令和2年	1	6
就労継続支援 B 型	令和2年	2	18
共同生活援助（グループホーム）	令和2年	2	9
	令和3年	3	24
	未定	2	-
長野市障害者相談支援センター	2	1	1
放課後等デイサービス	令和2年	2	15
移動支援	未定	1	-
児童発達支援	未定	1	-

5. 前期計画における成果目標の達成状況

(1) 福祉施設から地域生活への移行促進

福祉施設から地域生活への移行促進については、地域生活移行者の増加と施設入所者の削減を目標に掲げています。

このうち、地域生活移行者の増加については、平成28年度末時点の施設入所者数のうち、令和2年度末までに地域生活に移行した人数を目標値としており、令和2年度までの目標値として、平成28年度末時点の施設入所者数276人のうちの12%にあたる33人を目標としていましたが、実際には3%にあたる9人が地域生活に移行するにとどまっています。なお、福祉施設からは、グループホームや自宅が、その移行先となっています。

また、施設入所者の削減については、平成28年度末時点の施設入所者数のうち、2.9%にあたる8人を削減することを目標としていましたが、地域への移行以外に、他の障害者や高齢者の施設、病院への入院、死亡により、異動はあったものの、新たに入所する人もいて、施設入所者数を削減することは出来ていません。

原因として、施設入所者の地域生活への移行後の受け皿となるグループホームが不足していることや、自宅やアパートでの生活を支えるためのきめの細かい支援体制づくりが追い付いていないことが考えられ、地域生活への移行促進のためには、障害福祉事業所の基盤整備や、包括的な支援体制の構築が必要です。

項目	令和2年度 目標	令和元年度 実績	達成率
年度末時点の施設入所者数	268人	276人	103%
【目標①】地域生活移行者の増加	33人	9人	27%
平成28年度末時点の施設入所者数276人に対する割合	12%	3%	25%
【目標②】施設入所者の削減	8人	0人	0%
平成28年度末時点の施設入所者数276人のうちの割合	2.9%	0%	0%

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

市町村ごとの保健・医療・福祉・介護関係者による協議の場の設置については、令和2年度の目標として、1協議体以上の設置を目標としていましたが、医療分野、介護関係者との連携方法を模索しており、設置に向けて検討を重ねている段階にあります。

目 標	令和2年度 目 標	令和元年度 実 績	達成率
保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	1協議体以上	未設置	0%

(3) 地域生活支援拠点等の整備

本市では、相談支援や日中活動サービス、短期入所等の各サービスを一施設に集約して行う「多機能拠点整備型」ではなく、地域において、各サービスを複数の機関で役割分担して整備する「面的整備型」によるサービスの整備を進めています。

具体的な施策として、基幹相談支援センターの設置を目指す中で、まずは既存の相談支援センターを機能強化し、基幹相談支援センターと位置づけ、相談支援体制と緊急時の受入体制の整備を進めています。

目 標	令和2年度 目 標	令和元年度 実 績	達成率
面的整備型による地域生活拠点等の整備	1箇所	1箇所	100%

(4) 福祉施設から一般就労への移行促進

福祉施設から一般就労への移行については、圏域の障害者就業・生活支援事業所、障害当事者の方や、就労に関する機関と連携して、一般就労への移行を図っています。

令和2年度の目標としては、福祉施設から一般就労への移行者数として、平成28年度実績63人の1.5倍にあたる95人以上を目標値としていましたが、令和元年度時点で65人とどまっています。一般就労への移行がなかなか進んでいません。原因として、受け入れ企業がまだまだ不足していることや、企業側との情報共有、連携の場が不足していることが考えられます。

また、就労移行支援事業所の利用者数として、平成28年度末の利用者数129人の5.5割にあたる71人増の200人を令和2年度の目標値としていましたが、令和元年度時点で100人とどまっています。原因として、就労移行支援サービス以外の就労継続支援A型やB型でも、一般就労に必要な力を身に付けることができることや、就労移行支援サービスの内容や利用期間にも課題があることが考えられます。

この他、就労移行率が3割以上の事業所数の割合として、全体の5割以上となることを令和2年度の目標値としていましたが、令和元年度時点で16事業所中、全体の63%にあたる10事業所が3割以上を超えていて、目標を達成することができています。

更に、就労定着支援による1年後の職場定着率については、令和2年度の目標値を8割としていましたが、令和元年度時点で79%となっていて、こちらもほぼ目標を達成できています。

目 標	令和2年度 目 標	令和元年度 実 績	達成率
福祉施設から一般就労への移行者数 (平成28年度実績63人の1.5倍以上)	95人	65人	68%
就労移行支援事業所の利用者数 (平成28年度末時点の利用者数129人から5.5割以上増加)	200人	100人	50%
就労移行率が3割以上の事業所数・割合 (全体の5割以上)	13/25事業所 (52%)	10/16事業所 (63%)	121%
就労定着支援による1年後の職場定着率 (1年後の職場定着率が8割以上)	80%	79%	99%

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

市内2箇所にある児童発達支援センターでは、発達に不安のある児童に対しての相談に応じるほか、発達障害を含めた児童の障害について、平成28年度は1人であった児童発達相談支援専門員を2人に増員して、対応にあたっています。

令和2年度の目標のうち、保育所等訪問支援を利用できる体制づくりとして、平成28年度3箇所であった保育所等訪問支援事業所数を5箇所に増やすことを目標値としていましたが、令和元年度時点では4箇所にとどまっています。

それに対し、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所については、ニーズの増加に応じて、市内4箇所の事業所がサービスを提供するようになっています。

また、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の協議体として、平成30年度からは「長野圏域障がい児等医療支援推進会議」が開催され、長野市を含む長野圏域に居住し、人工呼吸器の装着や痰の吸引等の医療的ケアが必要な障害児等に対する医療的支援を推進することを目的とし、関係機関が連携して、課題や対策について協議を進めています。

目 標	令和2年度 目 標	令和元年度 実 績	達成率
児童発達支援センターの設置	2箇所	2箇所	100%
児童発達相談支援専門員の増員	2人	2人	100%
保育所等訪問支援を利用できる体制づくり	5箇所	4箇所	80%
主に重症心身障害児を支援する 児童発達支援事業所の設置	2箇所	4箇所	200%
主に重症心身障害児を支援する 放課後等デイサービス事業所の設置	2箇所	4箇所	200%
医療的ケア児支援のための関係機関が連携を図るための 協議の場を設け体制整備に具体的に取り組む	1協議体	1協議体	100%

第2章

成果目標

本章では、障害者等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、障害福祉サービス、相談支援及び生活支援事業の提供体制の確保にかかる目標について、令和5年度を目標年度とする成果指標を設定します。

設定する成果目標は、以下の7項目です。

- (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- (3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実
- (4) 福祉施設から一般就労への移行等
- (5) 障害児支援の提供体制の整備等
- (6) 相談支援体制の充実・強化等
- (7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

(1) 福祉施設の入所者の地域への移行

【本市の目標】

地域生活への移行を進める観点から、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホームや一般住宅等に移行する人数を見込み、令和5年度末における地域生活に移行する人の人数を令和元年度末時点の施設入所者の6%以上とすることを目標値として設定します。

また、これに合わせて、施設入所者数について、令和5年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することとします。

項目	数値	考え方
令和元年度末時点の施設入所者数 (A)	276人	
【目標①】地域生活移行者の増加	16人	(A)のうち、令和5年度末までに地域生活に移行する人の数
	6%	
【目標②】施設入所者の削減	4人	(A)の時点から令和5年度末時点における施設入所者の削減数
	1.6%	
令和5年度末時点の施設入所者	272人	(A) - 4人【目標②】 = 272人

【方策】

- 計画相談等を通じて、障害当事者の希望に沿った形で、地域移行の可能性を探ると共に、入所施設や移行先となるグループホーム等との連携を強化します。
- 家族と自宅で生活する場合や、アパートで単身生活をする場合等、移行後の生活状況に合わせた支援体制を構築します。
- 地域移行の受け皿となる地域の、障害に対する理解が不可欠であるため、障害への理解が進むよう、地域交流の機会の確保や啓発に努めます。

【国の指針】

目標	年度目標
① 施設入所者の地域生活への移行	令和5年度末における地域生活への移行者数について、令和元年度末時点の施設入所者の6%以上とする。 令和2年度末において、第5期計画で定めた令和2年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を加えた割合以上とする。
② 施設入所者の削減	令和5年度末の施設入所者について、令和元年度末時点の施設入所者数の1.6%以上削減することを基本とする。

(2) 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築

【本市の目標】

増加し続けている精神障害者に対する包括的な支援を行えるようにするため、保健・医療・福祉・介護関係者による協議の場を設置します。

目 標	単 位	令和元年度実績	令和5年度目標
保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	協議体	未設置	1 協議体以上

【方策】

- 精神障害者が必要な支援を受けて、地域の中で安心して生活出来るよう、個々の支援においては連携体制を取っていますが、地域全体の目標や課題を共有しながらより強力な連携体制が取れるよう、関係者による協議の場を設置し、地域包括ケアシステムを構築します。

【国の指針】

目 標	令和5年度目標
① 精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数	精神障害者の精神病床からの退院後1年以内の地域における生活日数の平均を316日以上とすることを基本とする。
② 精神病床における1年以上長期入院患者数	令和5年度末の精神病床における65歳以上の1年以内長期入院患者数及び65歳未満の1年以上長期入院患者数について、基本的な指針別表第四に掲げる式により算出した数を目標値として設定する。
③ 精神病床における早期退院率	入院後3か月時点の退院率を69%以上、入院後6か月時点の退院率を86%以上、入院後1年時点の退院率を92%以上とすることを基本とする。

※②の算出については県の指針待ち

【県の目標】(参考)

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため、①精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数、②精神病床における1年以上長期入院患者数、③精神病床における早期退院率について、目標値を設定します。

目 標		令和元年度実績	令和5年度目標
① 精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数		県調査中	316日以上
② 精神病床における1年以上長期入院患者数	65歳以上	県調査中	県未設定
	65歳未満	県調査中	県未設定
③ 精神病床における早期退院率	入院後3か月時点	県調査中	69%以上
	入院後6カ月時点	県調査中	86%以上
	入院後1年時点	県調査中	92%以上

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

【本市の目標】

本市では、障害の重度化や高齢化、親亡き後を見据え、国の指針における「地域生活支援拠点等（「地域生活支援拠点」または「面的な体制」を指す）のうち、「面的な体制」づくりを推進しています。

すなわち、各サービスの整備方法として、相談支援や日中活動サービス、短期入所等の各サービスを一施設に集約して行う「多機能拠点整備型」ではなく、地域において、各サービスを複数の機関で役割分担して整備する「面的整備型」を進めています。

この「面的整備」を進めるための具体的な施策として、これまで、既存の相談支援センターを機能強化し、基幹相談支援センターと位置づけ、相談支援体制と緊急時の受け入れ体制の整備を進めてきました。

今後は、既に確保している体制の機能の充実に努め、年1回以上、運用状況を検証及び検討することとします。

目 標	令和元年度実績	令和5年度目標
① 地域生活支援拠点等の確保	1箇所	1箇所
② 運用状況の検証・検討	年1回	年1回以上

【方策】

- 基幹相談支援センターを中心とする相談機能、一人暮らしやグループホームにおける生活等の体験の機会や場の提供、ショートステイの利便性や対応力向上等の緊急時の受け入れ・対応機能、人材の確保や養成といった専門性の維持機能、居住支援、障害者の高齢化に対応した日中活動の場の提供等、「面的体制」に求められている機能の充実に努めます。
- 長野市障害ふくしネットにおいて、年1回以上、面的体制の運用状況の検証及び検討を行います。

【国の指針】

目 標	令和5年度目標
地域生活支援拠点等が有する機能の充実	令和5年度末までに各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証・検討することを基本とする。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

【本市の目標】

① 福祉施設利用者の一般就労への移行者数

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業）を通じて、令和5年度中に一般就労に移行する人数について、令和元年度の移行実績の1.27倍以上とすることを目標値として設定します。

② 就労移行支援事業の利用者数の増加

就労移行支援事業が一般就労への移行における重要な役割を担っていることを踏まえ、一般就労への移行について、令和元年度実績の1.3倍以上とすることを目標値として設定します。

③ 就労継続支援事業における一般就労への移行者数

就労継続支援事業の事業目的等鑑み、就労継続支援A型事業については、令和元年度の一般就労への移行実績の1.26倍以上、就労継続支援B型事業については、令和元年度の一般就労への移行実績の1.23倍以上を目指します。

目 標		令和元年度実績	令和5年度目標
①	福祉施設から一般就労への移行者数	65人[ア]	83人 [ア]の1.27倍
②	就労移行支援事業における一般就労への移行者数	42人[イ]	55人 [イ]の1.3倍
③	就労継続支援事業における一般就労への移行者数	A型	4人 [ウ]の1.26倍
		B型	19人 [エ]の1.23倍

【方策】

- 長野圏域障害者就業・生活支援センターや、相談支援事業所、障害のある人や就労に関係する機関と連携を図り、障害のある人の特性に合わせた就労先の確保に努めます。
- 一般就労の受け皿となる企業による障害に対する理解が不可欠であるため、障害への理解が進むよう、啓発に努めます。
- 障害福祉サービス事業所との連携により、就労移行支援事業の利用促進を図るとともに、支援の担い手の育成や事業の周知に努め、一般就労に繋がるよう、障害のある人の特性に応じたきめ細かい支援を行います。
- 各事業所の支援員や相談員、プランナー、ケースワーカーが連携し、障害のある人の特性を見極め、適切な支援を行いながら、移行できる体制づくりに努めます。

【国の指針】

目 標	令和5年度目標
① 福祉施設から一般就労への移行者数	令和5年度中に一般就労に移行する人数を、令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上とすることを基本とする。
② 就労移行支援事業における一般就労への移行者数	令和5年度中に一般就労に移行する人数を、令和元年度の一般就労への移行実績の1.3倍以上とすることを基本とする。
③ 就労移行支援事業所ごとの就労移行率の増加	A型事業については、令和5年度中に一般就労に移行する人数を、令和元年度の一般就労への移行実績の概ね1.26倍以上、B型事業については、令和元年度の一般就労への移行実績の概ね1.23倍以上を目指す。

【本市の目標】

④ 就労定着支援事業利用者数及び就労定着率

障害者の一般就労への定着も重要であることから、就労定着支援事業の利用者について、就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行した人のうち、7割以上が利用することを目標値として設定します。

また、就労定着支援事業所のうち、就労定着率（過去3年間の就労定着支援の総利用者のうち前年度末時点の就労定着者数の割合）が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを目標値として設定します。

目 標	令和元年度実績	令和5年度目標
① 就労定着支援事業 利用者数 (就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行した人の7割以上)	31人	46人 (70.7%)
② 就労定着率8割以上の事業所数（全事業所の7割以上）	6/9事業所	7/9事業所 (70%)

【方策】

- 就労定着支援事業の利用者数については、就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行した人について、移行支援が終了した後も就労状況を把握し、受け入れ企業とも連携しながら、必要があれば支援が行えるよう、体制づくりに努めます。
- 就労定着率8割以上の事業所数については、支援の担い手の育成の他、就労定着の際の課題の傾向や対処方法について、支援者間で情報の共有が行える体制をつくり、各事業所の就労定着率が高まるよう努めます。

【国の指針】

目 標	令和5年度目標
① 就労定着支援利用者数	令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行した人のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。
② 就労定着率	就労定着支援事業のうち、就労定着率が8割以上の事業所が全体の7割以上とすることを基本とする。

(5) 障害児支援の提供体制の整備

【本市の目標】

① 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の整備と充実を図ります。また、障害児の地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進するため、保育所等訪問の実施体制の充実を目指します。

目 標	令和元年度実績	令和5年度目標
児童発達支援センターの設置	2箇所	2箇所以上
保育所等訪問支援を実施する主体数	4箇所	5箇所以上

② 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

重症心身障害児が身近な地域で支援を受けることができるよう、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保と支援の充実を目指します。

目 標	令和元年度実績	令和5年度目標
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所	4箇所	5箇所
重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所	4箇所	5箇所

③ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

医療的ケア児が適切な支援を受けることができるよう、平成30年度に設置された「長野圏域障がい児等医療支援推進会議」において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置し、医療的ケア児に対する支援の充実を図ります。

目 標	令和元年度実績	令和5年度目標
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	設置	設置
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	配置	配置

【方策】

- 発達に不安のある児童とその家族のニーズを把握しながら、市内2箇所の児童発達支援センター及び4箇所の保育所等訪問支援事業所における、相談支援、保育所等訪問支援体制の充実に努めます。
- 子育て支援に係る施策である「発達支援あんしんネットワーク事業」を通じて、要配慮児とその保護者への支援や関係機関との連携を図りながら、成長や発達に応じた一貫した支援につなげます。
- 重度心身障害児を支援する児童発達支援事業所と放課後等デイサービス事業所の増加や、障害児とその保護者、事業所、医療機関等の連携を図り、必要とされる支援が受けられる体制づくりに努めます。
- 保健、医療、障害福祉、保育、教育等の協議の場である、長野圏域障がい児等医療支援推進会議において、市内の医療機関、福祉関係機関、教育事務所や特別支援学校等の教育関係機関、行政（保健・福祉・教育関係課）の関係者が集まり、課題や対策について協議を行い、医療的ケアが必要な障害児等に対する医療支援の推進に努めます。
- 長野圏域で配置されている医ケア児等に関するコーディネーターと連携を図りながら、医療的ケア児とその家族に対する支援を行います。

【国の指針】

目 標	令和5年度目標
① 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実	令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1箇所以上設置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合は、圏域での設置であっても差し支えない。また、各市町村は又は各圏域に設置された児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施する等により、令和5年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。
② 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1箇所以上確保することを基本とする。なお、市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。
③ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置	令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合は、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。

(6) 相談支援体制の充実・強化等

【本市の目標】

相談支援体制を充実・強化するため、基幹相談支援センターにおいて、総合的・専門的な相談支援を実施するとともに、地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保します。

令和5年度の目標については、令和元年度の相談件数約 17,000 件のうち、一般相談を除く 5,000 件を目標値とします。

また、人材育成の支援件数については、現在 33 箇所ある相談支援事業所に対し、年 1 回訪問による人材育成を行うことを目指し、33 件を目標値とします。

その他、地域の相談機関との連携強化として、市内の地域包括支援センターや保健センター、各地区の民生児童委員との連携を図ります。

目 標		令和元年度実績	令和5年度目標
基幹相談支援センターにおける総合的・専門的な相談支援の実施		未実施	実施
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する相談支援体制の強化	専門的な指導・助言件数	-	5,000件
	人材育成の支援件数	-	33件
	地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	-	20回

【方策】

- これまでは、相談支援センターを機能強化し、基幹相談支援センターと位置づけてきましたが、令和3年度からは、基幹相談支援センターを設置し、障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援を実施します。
- 基幹相談支援センターでは、現在市内に 33 箇所ある地域の指定相談支援事業所に対し、専門的な指導、助言を行います。
- 地域の指定相談支援事業所を訪問し、人材育成の支援を行います。
- 地域の相談機関との連携強化の取組として、地域包括支援センターや保健センターと連携強化を図ります。
- 各地区民生児童委員との連携を図ります。

【国の指針】

目 標	令和5年度目標
相談支援体制の充実・強化	令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において、基本指針（別表第一の九）に掲げる相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。

(7) 障害福祉サービス等の質の向上のための体制の構築

【本市の目標】

本市職員が障害者総合支援法の具体的内容を理解し、障害福祉サービス等の利用状況の把握・検証を行うとともに、「請求の過誤をなくすための取組」や適正な運営を行っている事業所を確保していくことにより、利用者が真に必要とするサービス等を提供していくため、令和5年度末までに、障害福祉サービス等に係る各種研修の活用や障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有、指導監査結果の関係自治体等との共有を行います。

目 標		令和元年度実績	令和5年度目標
① 県が実施する障害福祉サービス等に係る各種研修その他の研修への市職員の参加人数		12人	15人
② 障害者自立支援審査支払等システム等による	審査結果の分析結果を事業所及び関係自治体等と共有する体制の有無	無	有
	審査結果の分析結果を事業所及び関係自治体等と共有した実施回数	0回	1回

【方策】

- 長野県が実施する、障害区分認定調査員研修、相談支援専門員研修、障がい者虐待・権利擁護研修等に積極的に参加します。
- 「障害福祉サービス費請求の過誤」について、事業所実地指導や集団指導で、事業所に情報を提供し、請求の過誤を無くす取組を行います。

【国の指針】

目 標	令和5年度目標
障害福祉サービス等の質の向上のための体制の構築	令和5年度末までに、基本指針（別表第一の十）に掲げる障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

第3章

サービス見込み量

本章では、第2章に掲げた成果目標を達成するための活動指標として、支援の種類ごとの必要な量の見込みとその見込み量の確保のための方策を示します。

量の見込みにあたっては、基本指針に示された考え方を参考とし、これまでの実績や当事者のニーズ、支援者の意見、事業所における今後の事業展開の意向等を踏まえて見込んでいきます。

(量の見込みにおいて勘案する主な事項)

- 前期計画期間における利用実績
 - 当事者や関係団体、事業所調査等から得た利用ニーズの動向
 - 施設入所者の地域生活への移行者数
 - 特別支援学校卒業者数
 - 入院中の精神障害者のうち、地域生活への移行後に利用が見込まれる人の数
 - 平均的な1人当たり利用量
- 等

1. 訪問系サービス

① 居宅介護

居宅における入浴、排せつ又は食事の介護等を行います。

② 重度訪問介護

重度の肢体不自由者で常時介護を要する障害者に対し、居宅における入浴、排せつ又は食事の介護、外出時における移動中の介護等を総合的に行います。

③ 同行援護

重度の視覚障害で移動に困難を有する障害者等に対し、外出時に同行し、移動時及びそれに伴う外出先の援護（視覚的情報の支援、排せつ・食事等の介護）を行います。

④ 行動援護

知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者で常時介護を要する人が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護等を行います。

⑤ 重度障害者等包括支援

重度の障害者等に対し、居宅介護、同行援護、重度訪問介護、行動援護、生活介護、短期入所、共同生活援助、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援を包括的に提供します。

■訪問系サービスの実績と将来推計

種類	単位	第5期計画期間			第6期計画期間		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護	時間/月 (延べ利用時間/月)	8,853	8,996	9,321	9,580	9,839	10,097
	人/月	531	558	573	588	604	620
重度訪問介護	時間/月 (延べ利用時間/月)	561	1,291	1,162	1,188	1,214	1,239
	人/月	4	5	5	5	5	5
同行援護	時間/月 (延べ利用時間/月)	828	834	846	848	851	853
	人/月	66	66	70	70	70	71
行動援護	時間/月 (延べ利用時間/月)	1,031	966	1,303	1,351	1,400	1,448
	人/月	59	57	65	67	70	72
重度障害者等 包括支援	時間/月 (延べ利用時間/月)	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0

注) 平成30年度及び令和元年度は実績。令和2～5年度は見込み。

■サービス提供基盤の見込み

サービス	市内事業所	
	令和元年度末	令和5年度末
居宅介護	43	48
重度訪問介護	42	43
同行援護	12	13
行動援護	7	11
重度障害者等包括支援	0	1

【見込み量の確保の方策】

- 居宅介護については、需要の高まりに対応するため、事業者に働きかけ、新たな事業者の参入を促進します。
- 重度訪問介護については、新たな事業者の参入を促進するために必要な支援方法（専門知識や支援技術を持つ従事者の養成、情報提供等）を検討します。
- 同行援護については、障害のある人を対象に実施したアンケートでは、これから利用したいサービスとして、一番多かった短期入所に続き、外出時の援助（行動援護、同行援護）が挙げられています。既にサービスを利用している人を含め、引き続き需要が高いことが見込まれるため、県と連携し、ガイドヘルパーの養成・確保に努め、サービスの提供体制の維持に努めます。
- 重度障害者等包括支援については、需要の有無を見ながら、市内の関係団体やサービス事業者、相談員等からの情報をもとに、サービス実施の必要性について検討します。

2. 日中活動系サービス

(1) 生活介護

常時介護を必要とする障害者に対し、主として昼間において行われる、入浴、排せつ又は食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供等を行います。

■生活介護の実績と将来推計

種類	単位	第5期計画期間			第6期計画期間		
		平成 30年度	令和 元年度	平成 30年度	令和 元年度	平成 30年度	令和 元年度
生活介護	人日分/月 (延べ利用日数/月)	14,724	14,762	14,737	14,841	14,930	15,010
	人/月	806	811	821	827	832	837

注) 平成30年度及び令和元年度は実績。令和2～5年度は見込み。

■サービス提供基盤の見込み

サービス	市内事業所	
	令和元年度末	令和5年度末
生活介護	35箇所	35箇所

【見込み量の確保の方策】

- 障害者の個々の特性に応じたサービスが提供できるよう、事業所の体制の強化や職員の資質向上、活動内容の充実を図るために必要な情報提供等を行います。
- 医療的ケアの必要な利用者について、利用者数やニーズの把握に努めるとともに、看護師配置やスタッフの養成等の受入体制整備を図り、事業所確保に努めます。

(2) 自立訓練

障害者が自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

① 自立訓練（機能訓練）

身体障害者を対象とした、理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや歩行訓練、コミュニケーション・家事等の訓練を実施するとともに、日常生活上の相談支援、関係サービス機関との連絡・調整を通じて地域生活への移行を目指します。

② 自立訓練（生活訓練）

知的障害者・精神障害者を対象とした、食事や家事等の日常生活能力向上のための支援を実施するとともに、日常生活上の相談支援、関係サービス機関との連絡・調整を通じて地域生活への移行を目指します。

■自立訓練の実績と将来推計

種類	単位	第5期計画期間			第6期計画期間		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立訓練 （機能訓練）	人日分/月 （延べ利用日数/月）	291	167	189	174	161	150
	人/月	16	11	12	11	10	9
自立訓練 （生活訓練）	人日分/月 （延べ利用日数/月）	462	507	574	563	555	547
	人/月	45	43	47	46	45	44

注）平成30年度及び令和元年度は実績。令和2～5年度は見込み。

■サービス提供基盤の見込み

サービス	事業所数（箇所）		定員数（人）	
	令和元年度末	令和5年度末	令和元年度末	令和5年度末
自立訓練（機能訓練）	1	1	62	62
自立訓練（生活訓練）	9	9	125	125

【見込み量の確保の方策】

- 機能訓練サービスは、障害者のニーズに応えられるよう、関係機関と連携して進めていきます。
- 生活訓練サービスは、就労や日中活動系サービスの継続的な利用の前段階としての、生活習慣の確立・定着に向けた役割や、地域生活移行者の地域定着支援としての役割も担っているため、必要とする利用者が適切にサービスを利用できるよう、入所施設や医療機関と連携して進めていきます。

(3) 就労移行支援

企業等への就職又は在宅での就労・起業を希望する 65 歳未満の障害者に対し、一定期間（最長 2 年間）にわたり、事業所内や企業における生産活動等の機会を通じて就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。

■就労移行支援の実績と将来推計

種類	単位	第 5 期計画期間			第 6 期計画期間		
		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
就労移行支援	人日分/月 (延べ利用日数/月)	2,318	1,741	2,152	2,183	2,213	2,243
	人/月	137	105	128	130	132	134

注) 平成 30 年度及び令和元年度は実績。令和 2～5 年度は見込み。

■サービス提供基盤の見込み

サービス	事業所数 (箇所)		定員数 (人)	
	令和元年度末	令和 5 年度末	令和元年度末	令和 5 年度末
就労移行支援	17	17	181	181

【見込み量の確保の方策】

- 一般就労を目指す障害者が適切な支援を受け、一般就労につながっていくよう、就労移行支援の利用を促進するための周知・啓発に努めます。
- 障害者雇用について、ハローワーク等と連携し、雇用先の開拓や障害者とのマッチングの促進、障害者の職域拡大、障害の特性等に応じた適切な職業訓練が受けられるよう支援に努めます。
- ジョブコーチの養成確保等により、障害者が働きやすい環境の構築を図ります。
- 学校卒業後の一般就労や、福祉的就労から一般就労への移行を促進するとともに、障害者の就労についての相談支援等、個々の障害の特性に応じた職業選択の支援に努めます。

(4) 就労継続支援

通常の事業所に雇用されることが困難な障害者に対し、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

① 就労継続支援（A型）

就労移行支援事業を利用したが企業等の雇用に結びつかなかった人、盲・ろう・養護学校の卒業後就職活動を行ったが企業等の雇用に結びつかなかった人、就労経験があるが現に雇用関係の状態にない人等で、65歳未満の障害者に対し、事業所との雇用契約に基づく生産活動等の機会を通じて就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。また、知識・能力の高まった人に対し、一般就労に向けた支援を行います。

② 就労継続支援（B型）

企業等や就労継続支援（A型）での就労経験を持つものの年齢や体力の面で雇用されることが困難となった人や、就労移行支援事業を利用したが企業等や就労継続支援事業（A型）の雇用に結びつかなかった人、両者に該当しないが50歳に達している人や試行の結果、企業等の雇用、就労移行支援事業や就労継続支援（A型）の利用が困難と判断された人等に対し、雇用契約は結ばずに生産活動等の機会を提供します。また、知識・能力の高まった人に対し、一般就労に向けた支援を行います。

■就労継続支援A型・B型の実績と将来推計

種類	単位	第5期計画期間			第6期計画期間		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労継続支援 (A型)	人日分/月 (延べ利用日数/月)	2,310	2,336	2,432	2,565	2,698	2,831
	人/月	117	121	128	135	142	149
就労継続支援 (B型)	人日分/月 (延べ利用日数/月)	14,444	15,424	15,751	16,358	16,966	17,573
	人/月	888	948	988	1,028	1,068	1,108

注) 平成30年度及び令和元年度は実績。令和2～5年度は見込み。

■サービス提供基盤の見込み

サービス	事業所数（箇所）		定員数（人）	
	令和元年度末	令和5年度末	令和元年度末	令和5年度末
就労継続支援（A型）	7	8	130	150
就労継続支援（B型）	47	55	945	1,100

【見込み量の確保の方策】

- A型事業所は、サービス利用者にとっては雇用契約に基づく安定的な収入の確保ができる事業であるため、今後も利用者数の増加を見込んでいて、事業所も一定数を確保しながら、サービスの充実に努めます。
- B型事業所は、就労移行支援事業を利用しても就労に至らなかった障害者の移行先としての機能を併せ持っており、今後も利用者数の増加を見込んでいて、事業所も一定数を確保しながら、サービスの充実に努めます。
- A型事業所、B型事業所ともに、事業所内で生産・製作する物品等についての販路拡大や、安定的な売上を確立させるため、事業所、行政、企業等の連携強化を行い、利用者の賃金（A型）、作業工賃（B型）の引き上げにつながるような生産活動の充実に図ります。

(5) 就労定着支援

障害者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を実施します。具体的には、企業・自宅等への訪問や障害者の来所により、当事者自身の生活リズム、家計や体調の管理等に関する課題解決に向けて、必要な連絡調整や指導・助言等の支援を行います。

■就労定着支援の実績と将来推計

種類	単位	第5期計画期間			第6期計画期間		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労定着支援	人/月	8	31	35	39	43	46

注) 平成30年度及び令和元年度は実績。令和2～5年度は見込み。

■サービス提供基盤の見込み

サービス	事業所数(箇所)	
	令和元年度末	令和5年度末
就労定着支援	9	14

【見込み量の確保の方策】

- 平成30年度に創設された事業であるため、引き続き事業の周知に努め、積極的な利用を推進します。
- 定期的な職場訪問や相談を行う事業者と連携し、障害者が抱える課題を抽出するとともに、雇用企業をはじめとする各関係機関と協力し、障害者がその特性に合った就労を継続できるよう支援します。

(6) 短期入所（ショートステイ）

居宅において介護を行う者の疾病その他の理由により、必要な介護を受けられない障害者等に対して、短期間の入所によって、入浴、排せつ、又は食事の介護等を行います。

■短期入所（福祉型・医療型）の実績と将来推計

種類	単位	第5期計画期間			第6期計画期間		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
短期入所 （合計）	人日分/月 （延べ利用日数/月）	1,291	1,341	1,561	1,687	1,813	1,938
	人/月	302	272	319	345	370	396
短期入所 （福祉型）	人日分/月 （延べ利用日数/月）	1,219	1,240	1,436	1,543	1,650	1,757
	人/月	284	250	294	316	337	359
短期入所 （医療型）	人日分/月 （延べ利用日数/月）	72	101	125	144	163	181
	人/月	18	22	25	29	33	37

注）平成30年度及び令和元年度は実績。令和2～5年度は見込み。

■サービス提供基盤の見込み

サービス	事業所数（箇所）	
	令和元年度末	令和5年度末
短期入所（福祉型）	20	25
短期入所（医療型）	1	2

【見込み量の確保の方策】

- 緊急時の安心の確保や、親亡き後の生活に向けての準備等、短期入所のニーズは高く、障害者のアンケートでもこれから利用したいサービスとして、最も希望が多かったサービスです。
- 一方で、障害者や障害者団体に対するアンケートで、現在障害福祉サービスを利用している障害者に「サービスの満足度」を尋ねた中で、短期入所については、急な利用の希望に沿えない状況や、事業所が少ないといった声が挙がっています。
- 障害者の地域生活を支える重要な機能として更なる整備が必要であり、各事業所の協力を得ながら全体量を増やし、緊急時に受入ができる体制確保に努めます。
- 特に、医療的ケアが必要な利用者については、利用できる事業所が限られており、医療機関との連携強化を図りながら事業所確保を進めます。

(7) 療養介護

医療を要する障害者で常時介護を必要とする人に対し、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の世話をを行います。

■療養介護の実績と将来推計

種類	単位	第5期計画期間			第6期計画期間		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
療養介護	人/月	84	86	87	88	89	90

注) 平成30年度及び令和元年度は実績。令和2～5年度は見込み。

■サービス提供基盤の見込み

サービス	事業所数(箇所)	
	令和元年度末	令和5年度末
療養介護	1	1

【見込み量の確保の方策】

- 療養介護は、筋萎縮性側索硬化症(ALS)や筋ジストロフィー患者、重症心身障害者に対応できる医療施設でのみ実施が可能な事業であることから、事業所の増加を図ることはできませんが、増加傾向にあるニーズに対応するため、医療機関との連携を図り、サービス実施の拡大に努めます。

(8) 自立生活援助

障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障害者や精神障害者等に対し、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障害者の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行います。

■自立生活援助の実績と将来推計

種類	単位	第5期計画期間			第6期計画期間		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	人/月	2	3	3	4	5	6

注) 平成30年度及び令和元年度は実績。令和2～5年度は見込み。

■サービス提供基盤の見込み

サービス	事業所数(箇所)	
	令和元年度末	令和5年度末
自立生活援助	2	2

【見込み量の確保の方策】

- 平成30年度に創設された事業で、施設やグループホームから、自宅や一般のアパート等、地域の中で生活を始める際に有効なサービスとなることが期待されており、地域移行を進めるためにも、必要な障害者が利用できるように周知を図り、利用の促進に努めます。

3. 居住系サービス

(1) 共同生活援助（グループホーム）

夜間や休日に、障害者が共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ又は食事の介護、その他の必要な日常生活上の援助を行います。

■共同生活援助の実績と将来推計

種類	単位	第5期計画期間			第6期計画期間		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
共同生活援助	人/月	510	525	542	557	571	586

注) 平成30年度及び令和元年度は実績。令和2～5年度は見込み。

■サービス提供基盤の見込み

サービス	事業所数（箇所）		定員数（人）	
	令和元年度末	令和5年度末	令和元年度末	令和5年度末
共同生活援助（グループホーム）	23	25	646	700

【見込み量の確保の方策】

- 地域移行の受け皿として、また保護者の高齢化により、親亡き後の生活の場として、依然としてニーズが高いサービスとなっています。
- 知的障害者ではケア付きの住まいとしての利用が多く、精神障害者では単身生活に向けた準備段階としての利用が多い等、障害の特性や程度に応じてニーズも違い、また、障害の特性に配慮した施設整備を求める声もあるため、引き続き事業者の協力を得ながら体制の確保に努めます。

(2) 施設入所支援

施設に入所している障害者に対して、主に夜間における入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を行います。

■施設入所支援の実績と将来推計

種類	単位	第5期計画期間			第6期計画期間		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
施設入所支援	人/月	281	270	275	274	273	272

注) 平成30年度及び令和元年度は実績。令和2～5年度は見込み。

■サービス提供基盤の見込み

サービス	事業所数(箇所)		定員数(人)	
	令和元年度末	令和5年度末	令和元年度末	令和5年度末
施設入所支援	6	6	292	292

【見込み量の確保の方策】

- 施設入所者については、地域生活への移行を進めていくことが求められていることから、障害者の特性に応じた移行先を見極め、地域移行の促進に努めます。
- 一方で、入所希望の待機者もあることから、関係団体・事業者等とともに、利用希望者の把握を行い、適切なケアマネジメントにより、入所を必要とする人の待機状態の解消に努めます。

4. 相談支援・地域生活支援拠点

(1) 相談支援

① 計画相談支援

障害福祉サービスを利用するすべての障害者及び地域相談支援を利用する障害者を対象に、支給決定を行う際にサービス利用計画を作成するとともに、一定期間後において、サービスの利用状況の検証を行い、計画の見直しを行います。

② 地域移行支援

障害者施設に入所している障害者や入院している精神障害者等を対象に、住居の確保その他の地域生活に移行するための活動に関する相談支援を行います。

④ 地域定着支援

施設・病院からの退所・退院、家族との同居から一人暮らしに移した人、地域生活が不安定な人等を対象に、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じる緊急事態等に対する相談や緊急訪問、緊急対応等の支援を行います。

■相談支援の実績と将来推計

種類	単位	第5期計画期間			第6期計画期間		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	人/月	603	613	654	687	719	752
地域移行支援	人/月	4	4	4	5	5	6
地域定着支援	人/月	20	12	19	20	21	22

注) 平成30年度及び令和元年度は実績。令和2～5年度は見込み。

■サービス提供基盤の見込み

サービス	事業所数(箇所)	
	令和元年度末	令和5年度末
計画相談支援	34	35
地域移行支援	17	35
地域定着支援	17	35

【見込み量の確保の方策】

- 身近な地域で相談支援が受けられるよう、相談支援事業所の拡充を図るとともに、基幹相談支援センターを核とする相談体制の再構築を図ります。
- 障害者、障害児のアンケートでは、サービスを利用するときの心配な点として、「どんなサービスがあるのかわからない。」「どんなサービスが使えるのかわかならい。」という回答が多く、必要とされるサービスの利用につなげるためにも、相談支援事業を周知し、利用の促進に努めます。
- 地域移行を促進していく中では、地域移行支援、地域定着支援のニーズが高まることが見込まれることから、障害者が地域で安定した生活を送れるよう、相談支援の担い手の育成と確保に努めます。

(2) 地域生活支援拠点等

(成果目標再掲)

本市では、障害の重度化や高齢化、親亡き後を見据え、国の指針における「地域生活支援拠点等（「地域生活支援拠点」または「面的な体制」を指す）のうち、「面的な体制」づくりを推進しています。

すなわち、各サービスの整備方法として、相談支援や日中活動サービス、短期入所等の各サービスを一施設に集約して行う「多機能拠点整備型」ではなく、地域において、各サービスを複数の機関で役割分担して整備する「面的整備型」を進めています。

この「面的整備」を進めるための具体的な施策として、これまで、既存の相談支援センターを機能強化し、基幹相談支援センターと位置づけ、相談支援体制と緊急時の受入体制の整備を進めてきました。

今後は、既に確保している体制の機能の充実に努め、年1回以上、運用状況を検証及び検討することとします。

■地域生活支援拠点等の将来推計

種類	単位	第5期計画期間			第6期計画期間		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域生活支援拠点等の整備	箇所				1	1	1

■地域生活支援拠点等の見込み

目 標	令和元年度実績	令和5年度目標
① 地域生活支援拠点等の確保	1箇所	1箇所
② 運用状況の検証・検討	年1回	年1回以上

【見込み量の確保の方策】

- 基幹相談支援センターを中心とする相談機能/一人暮らしやグループホームにおける生活等の体験の機会や場の提供/ショートステイの利便性や対応力向上等の緊急時の受入・対応機能/人材の確保や養成といった専門性の維持機能/居住支援、障害者の高齢化に対応した日中活動の場の提供等/「面的体制」に求められている機能の充実に努めます。
- 長野市障害ふくしネットにおいて、年1回以上、面的体制の運用状況の検証及び検討を行います。

5. 障害児通所支援・相談支援

(1) 児童発達支援

未就学の障害児に、日常生活における基本的動作の指導、知識や技能の付与又は集団生活への適応のための訓練、その他必要な支援を行います。

■児童発達支援の実績と将来推計

種類	単位	第5期計画期間			第6期計画期間		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	人日分/月 (延べ利用日数/月)	1,792	2,022	2,379	2,603	2,828	3,052
	人/月	165	194	209	228	248	268

注) 平成30年度及び令和元年度は実績。令和2～5年度は見込み。

■サービス提供基盤の見込み

サービス	事業所数(箇所)		定員数(人)	
	令和元年度末	令和5年度末	令和元年度末	令和5年度末
児童発達支援(単独) (児童発達支援センター含む)	25	28	230	257
児童発達支援及び放課後等デイサービス(多機能型)	45	50	430	480

【見込み量の確保の方策】

- 発達障害と診断される児童数の増加により、ニーズは年々高まっているため、必要な児童が早い段階から支援を受けられるよう、障害の早期発見を担う市の関係機関と連携し、早期療育を実現します。
- 集団生活の場の確保や療育プログラムの充実を図り、障害児とその保護者のニーズに応じた療育・相談体制の整備を進めます。

(2) 放課後等デイサービス

学校通学中の障害児に対し、放課後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力向上のために必要な訓練と、社会との交流の促進を行います。

■放課後等デイサービスの実績と将来推計

種類	単位	第5期計画期間			第6期計画期間		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
放課後等デイサービス	人日分/月 (延べ利用日数/月)	6,178	7,031	6,942	7,760	8,578	9,396
	人/月	570	639	731	817	903	989

注) 平成30年度及び令和元年度は実績。令和2～5年度は見込み。

■サービス提供基盤の見込み

サービス	事業所数(箇所)		定員数(人)	
	令和元年度末	令和5年度末	令和元年度末	令和5年度末
放課後等デイサービス(単独)	45	50	430	480
児童発達支援及び放課後等デイサービス(多機能型)【再掲】	45	50	430	480

【見込み量の確保の方策】

- 発達障害と診断される児童数は増加しており、障害児のアンケートでも、学校や園以外の生活について困っていることとして、「学齢期に通える放課後等デイサービスの受け入れ先が足りない」という回答が20%に上がっています。
- 高まるニーズに応え、必要な児童が成長に応じた適切な支援を受けられるよう、サービスの提供体制の整備に努めます。

(3) 保育所等訪問支援

障害児施設で指導経験のある児童指導員や保育士が、保育所等を2週間に1回程度訪問し、障害児や保育所等のスタッフに対し、障害児が集団生活に適應するための専門的な支援を行います。

■保育所等訪問支援の実績と将来推計

種類	単位	第5期計画期間			第6期計画期間		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保育所等訪問支援	人日分/月 (延べ利用日数/月)	44	47	58	65	72	79
	人/月	37	40	46	51	57	63

注) 平成30年度及び令和元年度は実績。令和2～5年度は見込み。

■サービス提供基盤の見込み

サービス	事業所数(箇所)	
	令和元年度末	令和5年度末
保育所等訪問支援	4	5

【見込み量の確保の方策】

- 発達に不安のある児童が、身近な地域の中で、地域の児童と関わりを持ちながら保育を受けられるよう、保育所等訪問支援事業所数を確保し、保育所等と連携してサービスの実施体制の充実に図ります。

(4) 医療型児童発達支援

肢体不自由等のある障害児に、日常生活における基本的動作の指導、知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練、その他必要な支援及び治療を行います。

■医療型児童発達支援の実績と将来推計

種類	単位	第5期計画期間			第6期計画期間		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
医療型児童発達支援	人日分/月 (延べ利用日数/月)	176	119	176	176	176	176
	人/月	13	9	13	13	13	13

注) 平成30年度及び令和元年度は実績。令和2～5年度は見込み。

■サービス提供基盤の見込み

サービス	市内事業所数(箇所)		定員数(人)	
	令和元年度末	令和5年度末	令和元年度末	令和5年度末
医療型児童発達支援	0	0	0	0

【見込み量の確保の方策】

- 医療型児童発達支援は、医療施設でのみ実施が可能な事業であることから、事業所の増加を図ることはできないが、必要とする障害児とその保護者のニーズに対応するため、医療機関との連携を図り、サービスの提供体制の確保に努めます。

(5) 障害児相談支援

障害児が障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービス等）を利用する前に障害児支援利用計画を作成し（障害児支援利用援助）、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う（継続障害児支援利用援助）等の支援を行います。

■障害児相談支援の実績と将来推計

種類	単位	第5期計画期間			第6期計画期間		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害児相談支援	人/月	181	182	213	235	258	281

注) 平成30年度及び令和元年度は実績。令和2～5年度は見込み。

■サービス提供基盤の見込み

サービス	市内事業所数（箇所）	
	令和元年度末	令和5年度末
障害児相談支援	19	25

【見込み量の確保の方策】

- 年々増加している相談数に対応できるよう、新規事業者の参入を図り、相談支援体制の強化に努めます。

(6) 居宅訪問型児童発達支援

障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施します。

■居宅訪問型支援の実績と将来推計

種類	単位	第5期計画期間			第6期計画期間		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅訪問型児童発達支援	人日分/月 (延べ利用日数/月)	0	1	2	3	4	5
	人/月	0	1	2	3	4	5

注) 平成30年度及び令和元年度は実績。令和2～5年度は見込み。

■サービス提供基盤の見込み

サービス	市内事業所数(箇所)	
	令和元年度末	令和5年度末
居宅訪問型児童発達支援	1	1

【見込み量の確保の方策】

- 利用を希望する児童が、希望する量の利用を継続できるよう、提供体制の維持に努めます。

第4章

地域生活支援事業

1. 必須事業

(1) 理解促進研修・啓発事業

障害者が日常生活及び社会生活を送る上で生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障害者に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動等を行います。

障害者週間啓発事業やタウンミーティング、障害児発達支援研修・啓発事業に取り組み、同時に広報による周知・啓発を行っています。

地域共生社会の考え方のもと、障害者への理解を促すための事業を引き続き行います。

■理解促進研修・啓発事業の実績と目標事業量

種類	単位	第5期計画期間			第6期計画期間		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発事業	啓発人数	630	652	650	700	800	900

注) 平成30年度及び令和元年度は実績。令和2～5年度は見込み。

【見込み量の確保の方策】

- 障害に対する理解促進のため、啓発用のリーフレット等を作成し、広く市民に普及・啓発を行います。
- 障害福祉サービス事業所や関係機関についてのガイドブック等を作成し、障害者や障害児が施設を利用し易くなるように努めます。
- 長野市障害ふくしネットと協働し、全体協議会やタウンミーティング、障害者週間啓発事業を実施し、地域の課題の共有や、解決策の協議を行うとともに、障害への理解と啓発に努めます。
- 障害福祉サービス事業所と地元の企業、関係者が参集し、情報共有を行い、障害者雇用の促進を図ります。
- 障害者を含むすべての人が利用しやすく、心のバリアフリーに対応できる店舗を増やし、障害者の社会参加の促進と地域住民の障害者理解を深めるため、令和元年度に制定した「やさしいお店登録制度」の普及に努めます。

(2) 自発的活動支援事業

障害のある人、その家族、地域住民等が地域において自発的に行う活動を支援する事業で、障害者等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域における自発的な取組を行っている障害者やその家族、地域住民等に対し、障害者団体社会活動事業補助金を交付します。

■自発的活動支援事業の実績と目標事業量

種類	単位	第5期計画期間			第6期計画期間		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自発的活動支援事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施

注) 平成30年度及び令和元年度は実績。令和2～5年度は見込み。

【見込み量の確保の方策】

- 引き続き各団体への補助を実施し、障害者の自立と社会活動への参加を促進するための活動を支援します。

(3) 相談支援事業

地域の障害者、障害児とその保護者及び介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行い、自立した生活ができるよう支援します。

本市では、障害のある人の一般的な相談支援を行うとともに、障害児、障害者虐待、差別解消、地域移行に関する専門分野の相談支援を指定相談支援事業所に委託して、相談支援センターを設置・運営しています。

■相談支援事業の実績と目標事業量

種類	単位	第5期計画期間			第6期計画期間		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談支援事業	箇所	11	11	11	2	2	2
基幹相談支援センター等強化事業	箇所	7	7	7	1	1	1

注) 平成30年度及び令和元年度は実績。令和2～5年度は見込み。

【見込み量の確保の方策】

- 相談支援事業においては、地域の社会資源等の情報収集や提供、地域の多様なサービスを一人ひとりの状況に応じて組み合わせて利用を促すコーディネート機能が重要となることから、引き続き関係機関と連携し、基幹相談支援センターを中心とする相談支援体制の連携強化を図り、市民やサービス事業者等に対して相談支援事業の普及・啓発を図ります。
- 地域の身近な相談窓口として、本市が委嘱している心身障害者相談員について広く周知するとともに、相談員の活動を支援します。

(4) 成年後見制度利用支援事業・成年後見制度法人後見支援事業

障害福祉サービスを利用し又は利用しようとする知的障害のある人又は精神障害のある人に対して、成年後見制度の申し立てに要する経費の全部又は一部について補助を行います。

また、成年後見制度法人後見支援事業として、成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築等を行います。

■成年後見制度利用支援事業の実績と目標事業量

種類	単位	第5期計画期間			第6期計画期間		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度利用支援事業（市長申立）	件	6	6	6	7	7	7
（参考） 成年後見支援センターにおける制度利用についての相談	件	462	469	502	507	513	518

注) 平成30年度及び令和元年度は実績。令和2～5年度は見込み。

【見込み量の確保の方策】

- 引き続き成年後見制度活用パンフレット等による制度の周知を図るとともに、制度利用に関わる関係機関と連携し、制度利用が必要な人への利用につながるよう努めます。
- 成年後見制度法人後見支援事業については、認知症高齢者等の成年後見利用支援等を行う市の地域包括ケア推進担当課や、日常生活自立支援事業を行う（社福）長野市社会福祉協議会との連携を図ります。

(5) 意思疎通支援事業等

聴覚、言語機能、音声機能、視覚又はその他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人のために、手話通訳者や要約筆記者の派遣、点訳、代筆、代読又は音声訳による支援等を行います。

■意思疎通支援事業の実績と目標事業量

種類	単位	第5期計画期間			第6期計画期間		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	件	978	1,094	1,140	1,213	1,285	1,358
手話通訳者設置事業	人	3	3	3	3	3	3
手話通訳者・要約筆記者養成事業	登録者数	46	46	46	46	47	47
盲ろう者向け通訳・介助人養成事業	登録者数	25	17	25	25	25	25
盲ろう者向け通訳・介助人派遣事業	件	103	88	100	100	100	100
失語症者向け意思疎通支援者養成	登録者数	-	-	-	1	2	3

注) 平成30年度及び令和元年度は実績。令和2～5年度は見込み。

【見込み量の確保の方策】

- 意思疎通支援事業については、長野県及び市の委託機関と連携して、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳者及び介助人、失語症者向け意思疎通支援者の養成や派遣を行い、障害者がコミュニケーションにおいて感じる障壁がなくなるよう努めます。

(6) 日常生活用具給付等事業

障害者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付又は貸与を行い日常生活の便宜を図ります。

■日常生活用具給付等事業の実績と目標事業量

種類	単位	第5期計画期間			第6期計画期間		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護・訓練支援用具	件/年	20	30	30	32	34	35
自立生活支援用具	件/年	70	72	72	73	73	73
在宅療養等支援用具	件/年	50	66	62	62	63	63
情報・意思疎通支援用具	件/年	77	66	70	70	71	72
排せつ管理支援用具	件/年	6,669	6,730	6,853	6,935	7,017	7,098
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	件/年	4	4	6	6	6	6

注) 平成30年度及び令和元年度は実績。令和2～5年度は見込み。

【見込み量の確保の方策】

- 障害者及び障害児のニーズの把握に努めるとともに、生活の質の向上を図ることができるよう、障害の特性に合わせた適切な日常生活用具の給付を行います。
- 福祉用具取扱い機関との連携を図り、日常生活用具の新たな技術開発や改造等の動向について情報を収集し、追加品目の導入を図ります。

(7) 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障害者との交流活動の促進、市区町村の広報活動等の支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行います。

聴覚障害者等の生活及び関連する福祉制度等について理解と認識を深め、日常会話に必要な手話語彙及び表現技術を習得した手話奉仕員養成のため、長野市聴覚障害者センター「デフネットながの」に委託し、講座を開講します。

■手話奉仕員養成研修事業の実績と目標事業量

種類	単位	第5期計画期間			第6期計画期間		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話奉仕員養成研修事業	修了者数	23	28	30	30	35	40

注) 平成30年度及び令和元年度は実績。令和2～5年度は見込み。

【見込み量の確保の方策】

- 引き続き事業継続と研修の周知や啓発に努めるとともに、手話奉仕員養成講座の基礎課程を復習しながら、手話通訳者養成講座の前段となるレベルアップ講座を開講します。
- 語彙（ボキャブラリ）及び手話表現技術の習得者を養成するため、手話奉仕員養成入門講座と手話奉仕員養成基礎講座を開講します。

(8) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障害者等に対して社会生活を営む上で必要となる外出及び余暇活動等を実現させるための外出(概ね8時間で用務を終えることが可能な公共交通機関等による外出。ただし、通院・通勤・通学及び社会通念上本制度を適用することが適当でない外出は除く。)を支援します。

■移動支援事業の実績と目標事業量

種類	単位	第5期計画期間			第6期計画期間		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
移動支援事業	人/年	384	395	400	400	400	400
	時間/年	21,049	20,678	21,165	21,165	21,165	21,165

注) 平成30年度及び令和元年度は実績。令和2～5年度は見込み。

■サービス提供基盤の見込み

サービス	市内事業所数(箇所)	
	令和元年度末	令和5年度末
移動支援事業	39	40

【見込み量の確保の方策】

- 移動支援については、障害者及び障害児のアンケートにおいて、障害者の7割、障害児の9割弱が、外出時の移動手段として「自家用車」を挙げており、そのうち、「自家用車」が利用できなくなった場合に、移動手段が「ない」と回答した人が5割強です。
- 本事業を実施する上での課題を把握するとともに、自家用車によらない方法で障害者が円滑に外出できるよう検討します。

(9) 地域活動支援センター機能強化事業

障害者に対して、創作的活動又は生産活動の機会を提供し、社会との交流を促進します。

【実績と量の見込み】

これまで、障害者に対し、創作的活動や生産活動の場や機会の提供（基礎的事業）に加え、相談支援事業（Ⅰ型）、社会適応訓練等（Ⅱ型）、障害者援護（Ⅲ型）をそれぞれ実施してきましたが、実態に即した事業の適正化を図るため、事業所数及び定員を堅持しつつ、従来の障害者援護（Ⅲ型）を中心とした体制に移行します。

■地域活動支援センター機能強化事業の実績と目標事業量

	単位	第5期計画期間			第6期計画期間		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
定員20人以上 (旧Ⅰ型)	事業所数	4	4	4	4	4	4
	利用者数	77	82.6	80	80	80	80
定員15人以上19人未満 (旧Ⅱ型)	事業所数	3	3	3	3	3	3
	利用者数	40.7	44.2	45	45	45	45
定員10人以上15人未満 (旧Ⅲ型)	事業所数	5 (10)	5 (10)	5 (10)	5 (10)	5 (10)	5 (10)
	利用者数	79	66.3	70	70	70	70
合計	事業所数	12 (17)	12 (17)	12 (17)	12 (17)	12 (17)	12 (17)
	利用者数	196.7	190.7	195	195	195	195

注) 平成30年度及び令和元年度は実績。令和2～5年度は見込み。()内は基礎的事業のみを実施する事業所を含む。

注) 利用者数は一日当たりの実利用者数(平均)

【見込み量の確保の方策】

- 利用者が障害特性に応じて活動できる場として、利用者のニーズ等を踏まえ、創作的活動や生産活動の機会の提供や、重度障害のある人の創作活動等日中活動の場の確保を図るとともに、利用者の社会参加の促進を行い、地域生活を支援する体制強化を図ります。
- 障害福祉サービスのような支給決定やプラン作成を要さないことから、利用にあたっての制限がない一方、個々の障害の特性に応じた支援となるような体制づくりが必要です。

2. 任意事業

(1) 訪問入浴サービス

重度の障害者や難病患者で一人での入浴が困難な場合の入浴支援や介護者の入浴介助の負担軽減のため、移動入浴車による居宅での入浴サービスを提供します。

■訪問入浴サービスの実績と目標事業量

種類	単位	第5期計画期間			第6期計画期間		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問入浴サービス	人/年	19	22	22	23	24	25

注) 平成30年度及び令和元年度は実績。令和2～5年度は見込み。

■サービス提供基盤の見込み

サービス	市内事業所数(箇所)	
	令和元年度末	令和5年度末
訪問入浴サービス事業	5	5

【見込み量の確保の方策】

- 必要な人に適切にサービスの提供ができるよう、事業者との連携を図りながら、事業を推進します。

(2) 在宅障害者等タイムケア事業（日中一時支援事業）

障害者等の介護者が一時的に家庭において介護ができない場合、事前に登録してあるタイムケア介護者（団体又は個人）が時間預かりの介護サービスを提供します。

■在宅障害者タイムケア事業の実績と目標事業量

種類	単位	第5期計画期間			第6期計画期間		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
在宅障害者等タイムケア事業	人/年	595	623	635	648	658	668

注) 平成30年度及び令和元年度は実績。令和2～5年度は見込み。

■サービス提供基盤の見込み

サービス	市内事業所数（箇所）	
	令和元年度末	令和5年度末
在宅障害者等タイムケア事業	31	31

【見込み量の確保の方策】

- 適切にサービスが提供できるよう、事業者との連携を図りつつ事業を推進します。

(3) 障害児自立サポート事業（日中一時支援事業）

障害児に対し、食事、排せつ等の介護や、自主性、社会性及び創造性が向上する支援をし、安心した日常生活を送れるようサービスの提供をするとともに、保護者の介護にかかる負担軽減を図ります。

■障害児サポート事業の実績と目標事業量

種類	単位	第5期計画期間			第6期計画期間		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害児自立サポート事業登録者数	人/年	556	557	603	613	622	631

注) 平成30年度及び令和元年度は実績。令和2～5年度は見込み。

■サービス提供基盤の見込み

サービス	市内事業所数（箇所）	
	令和元年度末	令和5年度末
障害児自立サポート事業	39	39

【見込み量の確保の方策】

- 利用ニーズは今後も増加が見込まれますが、介護者である家族に対する支援としての本事業を、必要な人に適切に提供できるよう、事業者との連携を図りつつ事業を推進します。

第5章

その他の事項

(1) 障害者等に対する虐待の防止

【施策の方向】

- 家族等に対する相談支援や交流機会の充実、家族等が抱える課題の解決に向けた支援等により、養護者の心身の負担軽減を図ります。
- 障害者施設等に働きかけ、従事者の虐待防止に対する理解を深める取組や虐待を早期発見・対応するためのしくみの整備を促進します。
- 関係機関との連携を進め、虐待の早期発見と適切な対応がとれる体制の強化を図ります。
- 虐待防止法の趣旨及び内容について、関係機関・団体や学校、地域住民への周知を図ります。

(2) 意思決定支援の促進

【施策の方向】

- 相談支援専門員等に対し、事例検討や研修会等の参加等を通じて資質及び専門性の向上を図ります。
- 自ら意思を決定することが困難な障害のある人がサービスを適切に利用することができるよう、サービス等利用計画の作成における意思決定の支援を図ります。

(3) 社会参加等の促進

【施策の方向】

- 関係団体等と連携しながら、スポーツ、文化芸術活動に触れる機会の充実を図るとともに、自主的なサークル活動を支援します。
- 各種大会やイベント、サークル活動等の情報を周知し、参加促進を図ります。
- 東京オリンピック・パラリンピック開催を機に、障害者スポーツへの関心を高めつつ、スポーツに親しむことができる機会を拡充します。
- 県及び関係団体と連携し、障害者スポーツのアスリート発掘・強化に取り組みます。

(4) 障害を理由とする差別の解消の促進

【施策の方向】

- 施設、職場、家庭等さまざまな場面における直接的・間接的差別の禁止に向け、障害に対する偏見や社会的排除、制約等、障害に基づくあらゆる差別に対する認識を深めるための研修を行います。
- 障害を理由とした差別に対する相談に適切に対応できる体制を整備するとともに、専門機関との連携強化を図ります。

- 広報・啓発活動等を通して、障害特性に応じた合理的配慮に対する理解や提供義務についての周知を図り、日常生活及び社会生活上におけるさまざまな場面で合理的配慮の提供を促進します。

(5) 災害時における安全の確保

【施策の方向】

- 災害時に配慮が必要な障害のある人の把握と台帳づくりを進めるとともに、地域や事業所等の協力・連携のもと、個人ごとの避難支援計画の作成を進めます。
- 災害発生時又は緊急時において、当事者と迅速かつ的確に情報が共有できるよう、障害特性に応じた伝達体制の強化を図ります。
- 災害時の避難場所等において、障害のある人に配慮した環境整備と医療・介護体制の確保に努めます。
- さまざまな災害を想定した訓練を行う等、災害発生時における迅速な判断と適切な対応が行えるための準備を推進するとともに、障害のある人や家族、住民等が積極的に参加するよう啓発活動を行います。

第6章

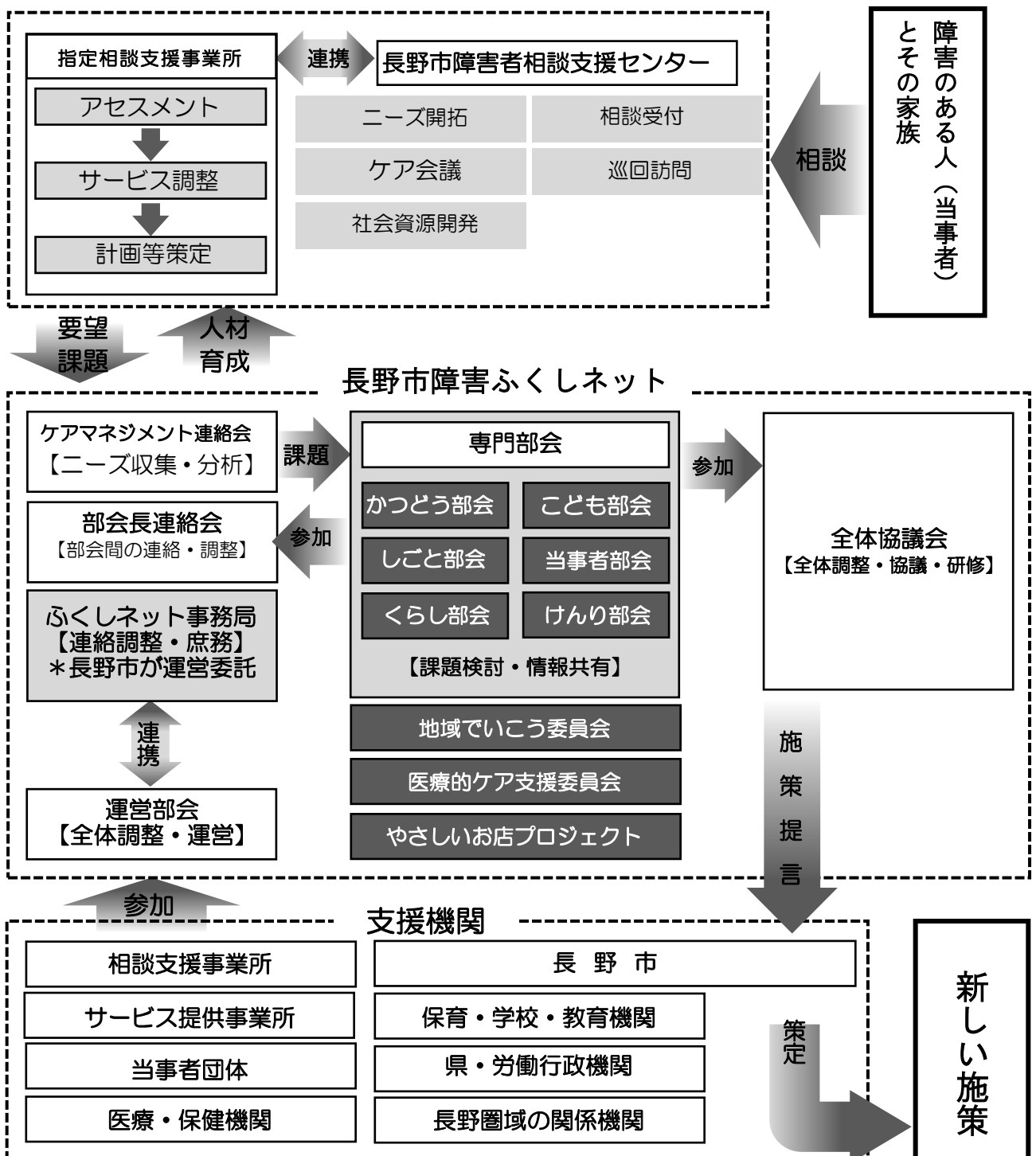
計画の推進

1. 推進体制

(1) 長野市障害ふくしネット（協議会）との連携

本市の障害者支援の中心的役割を担う「長野市障害ふくしネット（協議会）」と市がより一層、綿密に連携しながら、障害福祉サービスの質の向上と計画の着実な推進に努めます。

また、多くの障害者及びその家族、関係機関等が参加することにより、誰もが人権を尊重しながら、障害があっても地域で自分らしく暮らせるまちづくりに向け、一緒に取り組んでいく体制の強化を目指します。



(2) 障害福祉サービスの円滑な提供

障害福祉サービス等の充実を図るため、サービス提供事業所等へ各種情報提供を行うなど、事業参入しやすい環境づくりに努めます。また、利用者がサービス提供事業所の選択に活用できるよう、行政、福祉施設、医療機関、当事者団体、長野市障害ふくしネット（協議会）等関係機関が連携し、サービス・事業内容の一層の周知に努めます。また、障害福祉サービス等で広域的な対応が望ましいものは、県や近隣市町村とともに連携して、提供体制の充実に努めます。

(3) 庁内関係課との連携

計画を円滑に推進していくため、障害福祉課が中心となり、保健、医療、福祉分野をはじめ、子育て、教育、就労、まちづくり等、障害者施策に関わる各分野との連携を図ります。

(4) 関係機関との連携

障害福祉施策を総合的に推進するには、行政だけでなく地域や団体、事業所等様々な主体との連携が必要です。社会福祉協議会、民生委員・児童委員や自治会、地域団体、当事者団体、事業者、医療機関、企業、ハローワーク等と協働の視点に立ち、それぞれの役割を明確にしながらか連携強化を図ります。

(5) 質の高い事業運営

利用者が必要なサービスを適切に利用できるよう、知識・技術の向上を図り、正確・公平な認定と障害者のニーズ（意向・要望）に応じた支給決定に努めます。

多くの事業者が内部研修に加えて、外部機関（県、各種団体等）の研修も継続的に受講し、職員のスキルアップに取り組んでいます。利用者が期待するサービスの質の向上を更に求めていきます。

また、指定障害福祉サービス事業者が、適切かつ円滑に事業運営ができるよう、制度についての周知・啓発に努め、利用者の事情を踏まえたサービスを提供するための指導を行うとともに、事業運営及び新規参入がしやすい環境づくりを推進します。

(6) 市独自の障害者支援策の研究

事業者及び当事者団体からの意見や提案を定期的に把握し、庁内関係部局と長野市障害ふくしネット（協議会）において有効性・効率性・実行性の観点から検討し、優先順位の高い提案から、順次、事業化していくように努めます。

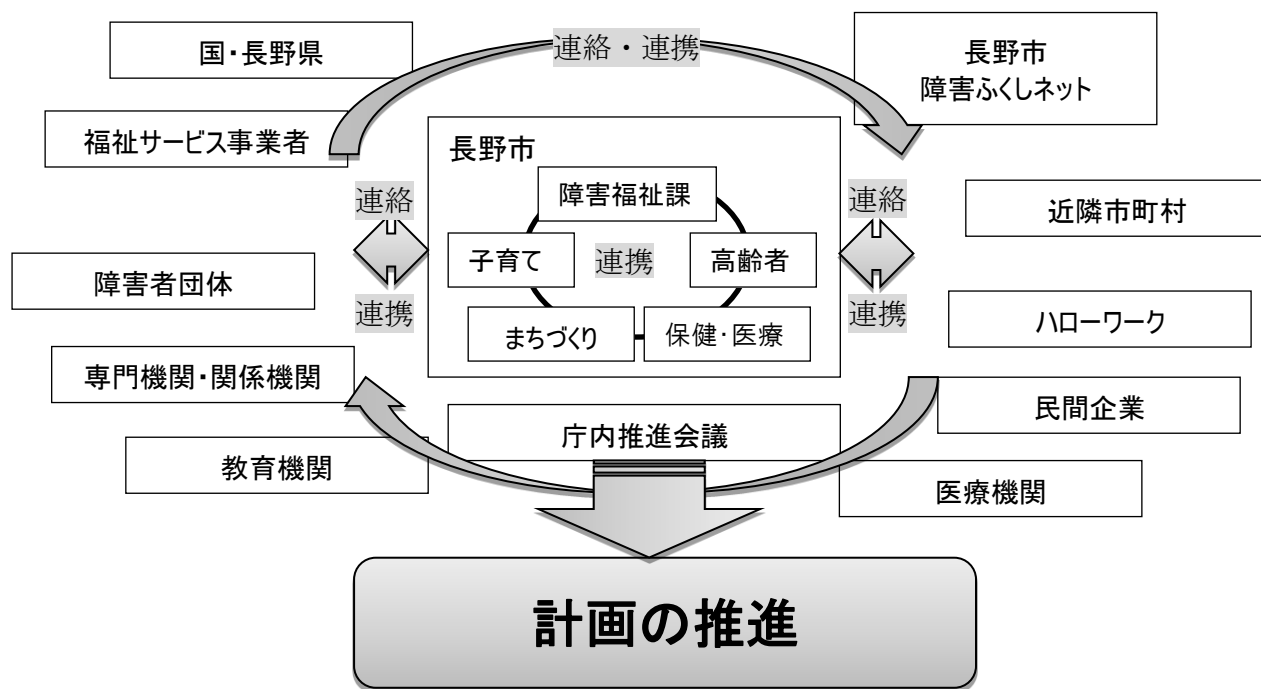
(7) 国や県、近隣市町村との連携

国や県からの情報を随時収集し、内容を踏まえて障害者施策を推進します。また、専門的な知識を必要とする事例や、広域的な対応が求められる場合には、県や近隣市町村との情報交換や連携を行い、対応に努めます。

(8) 福祉人材の育成推進

適切なサービス提供に資する職員の資質の向上に努めます。

■計画の推進体制イメージ



2. 進捗管理

(1) 計画の進捗管理手法について

本計画に基づいた施策を着実に実行していくため、障害福祉計画、障害児福祉計画の成果目標の達成状況、各施策の進捗状況の定期的な確認を行います。その結果を、最新の国の状況や動向も踏まえつつ分析を行い、市民視点、当事者視点、専門的視点から適切な評価を行い、必要な事業の見直し等を行います。（PDCAサイクル）

(2) 庁内の連携体制について

計画の着実かつ効果的な推進を図るため、庁内の関係各課からなる長野市障害者基本計画庁内推進会議で、定期的な協議を行います。また、庁内以外も長野市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会や長野市障害ふくしネット（協議会）の意見も聴き、必要なサービス提供体制の構築に努めます。

